

外 17.0

222.4
A36

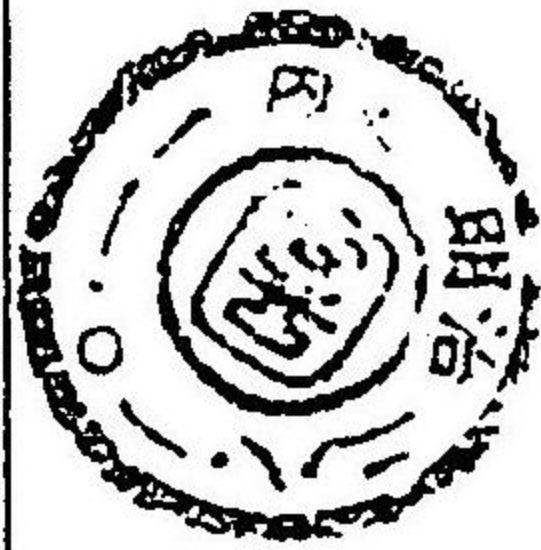
臺灣史要

全

南 鹿 見 橘 編
摩 網 紀 序

東京

成美堂發兌



臺灣史要序

序
聖皇中興二十七年。清國有違言。問罪
軍起。延至明年。連戰連捷。清國割地償
金以請和。於是臺灣歸我版圖。皇威
遠宣揚矣。夫臺灣之爲地。居東洋之南
位。扼清國之咽喉。氣候溫暖。土地膏腴。
草木繁茂。百穀屢熟。海外萬國。垂涎耽
視者久焉。而一朝爲我有。何其幸也。然

文
(一)

異俗殊言。治教最難矣。苟欲治教之。其歷代沿革。不可不知也。風俗人情。不可不知也。物產殖否。不可不知也。互市盛衰。不可不知也。知之之道。非據史不能。而未有正確之史。人皆病焉。頃秋鹿氏參酌諸書。捨煩拾要。編臺灣史要。以充生徒課業。請余序。余繙而讀之。善記彼地概略。文簡事確。真方今不可闕之書。

欲殖產互市彼地者。不可不讀也。欲布教施治於彼民者。最不可不讀也。何止充生徒課業也哉。嗚呼我之政教。不日普及閩島。風俗人情咸一新。農商殖產日盛月隆。聖德洋洋。溢海內外。則此編亦不得分其功也矣。

明治二十八年十月

高等師範贊教授

南摩綱紀

臺灣史要緒言五則

其の一 予職を宮城縣尋常師範學校に奉するところ、に年あり、今茲時勢の止むべからざるや、諸生に講するに臺灣史を以てせんとするに、適當の良書あるなし、乃ち敢て自ら描らす、忽卒此の稿を起して以て講資に充つ、素より以て大方の識者に示すに足らすと雖も、職責を盡すに於いて、或はその一端たるを得ば、予の望足れり、若し夫れ誤謬踈漏に至りては、大方の指教と、他日の推敲とを待つて、増訂を怠らざるべし。

其の二 臺灣は東洋の樞區なり、列國窺伺するもの多し、而して能

く其の吞噬を免かれたるは何ぞ、列國の猜疑之をして然らしめたるに由る、此の時に當りて轉瞬の間、竟に我が領土に歸せしもの、誠に天與の幸といふべし、天與の幸といふと雖も、然れども臺灣は由來我が領土たらざるべからざる、命運を有せしなり、臺灣史要の將に發揮せんとするところ、實にこゝに在り。

其の三 此の稿筆を日清媾和條約に收めて、「日本新領の時代」を闕如するものは、草賊方に兵を弄して、内治未だ緒に就かざるを以てなり、將に騷亂平定、制度確立の日を待つて之を補はんとす。

其の四 年號は一に 皇曆に依り、我が紀元、西洋紀元、若しくは支那曆をも註せり、蓋し紀元を記すことは、其の時代の今より何年

以前なるかを知るに便にし、事支那に關する以上は、又支那曆を知る必要あればなり、されど主文支那曆を用ゐざるは、亦編者微意の存するところなり、さて我が紀元を記すには、唯に數字のみを列し西洋のには西の字を冠らせ、支那曆には明、清の區別をなせり、例へば慶長五年二二六〇●元和元年二二七五●高西一六〇〇明治十八年二五四五●清光緒等の如し

其の五 臺灣の地名は、もと渠異邦人の名つけしところ、我が國風稱謂に適せず、宜しく改むへしとの論、世上往々にして之あり、予も亦大に之を賛す、而して予は更に唱道せんとするものあり、何そや、曰はく、

臺灣の名を改めて高砂タカサキと稱せよ

高砂は實に歴史的の稱呼なり、國風の名詞なり、歴史的の稱呼は以て祖先の遺業を忍ひ、今人の意思を感奮せしむべく、國風の名詞は、以て殊俗の遠人を懷け、異種の同化を媒介せしむべし、況や又其の名の寧ろ可憐にして、微妙なるに於いてをや、高砂なる哉予は、爾に與せん、

明治廿八年十月上旬

駿東記す

臺灣史要目次

第一章 緒論 一

第二章 倭寇侵略の時代

- 一、臺灣の歴史は日本人の占領に始まる 四
- 二、我が海賊連に支那の沿岸を劫す 五
- 三、海外侵略の氣運頗る盛なり 九
- 四、秀吉の雄略遂に臺灣を奪はむとす 一一
- 五、我が商船洋の東西に横行す 一二
- 六、日本人始めて臺灣に入る 一九

第三章 日蘭衝突の時代

- 一、蘭人始めて臺灣に来る 二二

- 二、 蘭人我商船を劫す……………二二三
- 三、 濱田彌兵衛奮て臺灣に航す……………二二四
- 四、 彌兵衛一撃蘭人を擒にす……………二二五

第四章 蘭人跋扈の時代

- 一、 蘭人遂に臺灣を占領す……………二二〇
- 二、 蘭人布教に従事す……………二二三
- 三、 蘭人互市を清に求めて成らず……………二二三
- 四、 蘭人臺灣の地を失ふ……………二三四

第五章 鄭氏割據の時代

- 一、 鄭芝龍平戸に來り成功を生む……………二二六
- 二、 成功支那に渡り芝龍臺灣を領す……………二二七
- 三、 成功明に仕へて國姓を稱す……………二四〇

第六章 清國占領の時代

- 一、 朱一貴兵を擧げて臺灣を奪ふ……………六三
- 二、 清軍朱一貴を擒にす……………六六
- 三、 林爽文亂を臺灣に起す……………七〇

四、清將奮鬪大に賊を破る……………七四

五、海賊蔡牽臺灣を劫す……………七四

六、阿片の亂英人臺灣の近海を犯す……………七七

七、島津齊彬の遠謀臺灣を畧せんとす……………七九

八、臺灣の土蕃屢は我が良民を害す……………八三

九、西郷從道征臺の師を率ゐて長崎を發す……………八六

一〇、木戸孝允獨り出征を不可とす……………九一

一一、孝允職を辭し薩長分裂す……………九七

一二、我が軍一舉して醜蕃を降す……………一〇三

一三、清國粹に異議を唱ふ……………一〇四

一四、日清和將に破れむとして和遂に成る……………一〇六

一五、利通償金を清國に還附せんとす……………一一三

一六、利通京に歸り復命す……………一一五

一七、我が軍東京に凱旋す……………一一八

一八、義勇奉公は日本人の天性なり……………一二一

一九、佛軍東京を占領し安南佛の保護を受く……………一二四

二〇、佛國政府清國の不信を憤り戦を宣す……………一二六

二一、佛軍臺灣福州を攻む……………一二八

二二、清佛和を天津に約す……………一三〇

二三、清國臺灣を割きて一省となす……………一三三

二四、劉銘傳大に臺灣の内治を改む……………一三五

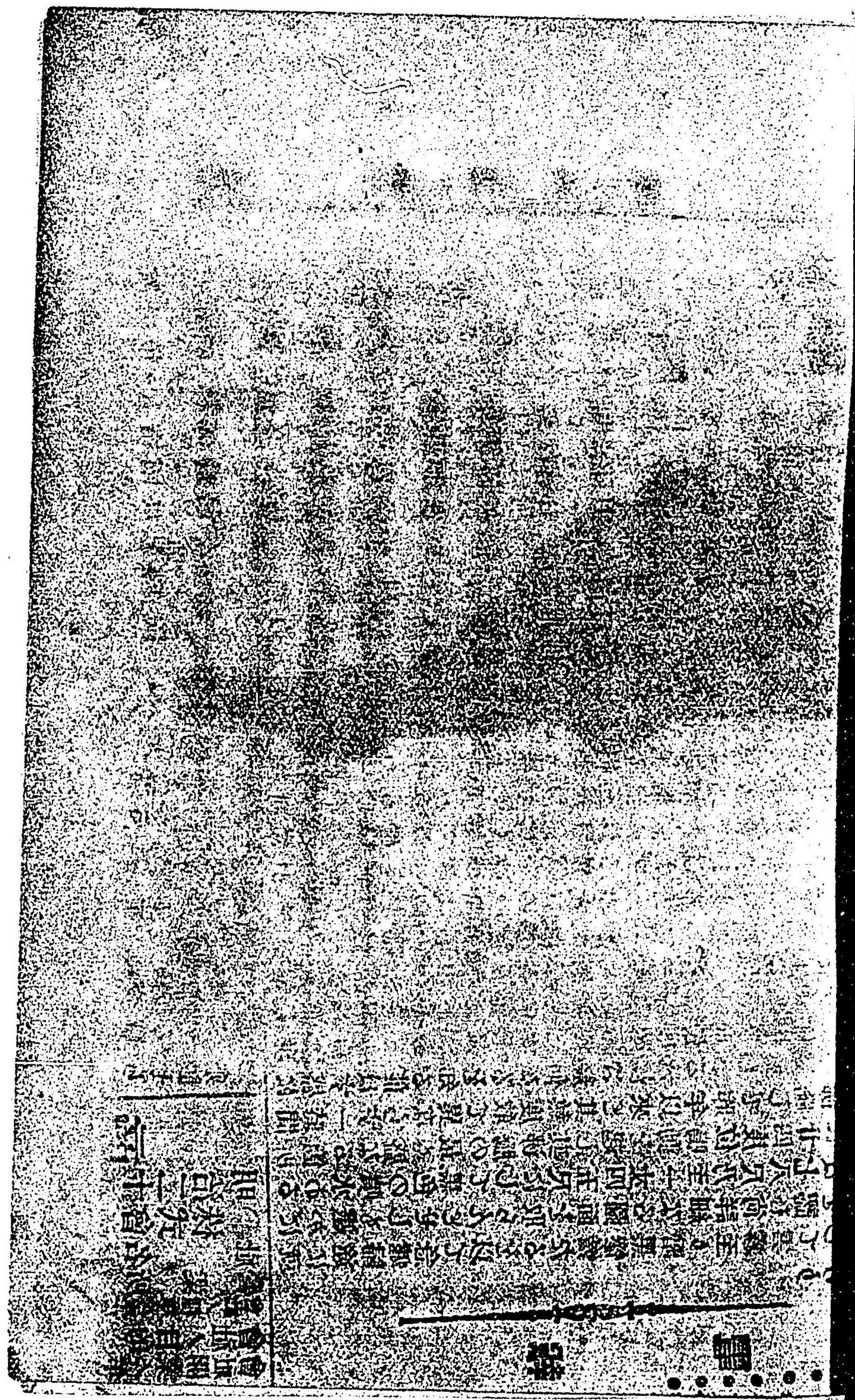
二五、我が國戦を清國に宣す……………一四二

二六、我が軍總督府を旅順に進む……………一四七

二七、征南艦隊佐世保を發して臺灣に向ふ……………一四九

- 二八、清國臺灣の守備を修む……………一五〇
- 二九、我が艦隊倉島に碇泊し敵狀を窺ふ……………一五五
- 三〇、我が軍澎湖に上陸し拱北砲台を奪ふ……………一五六
- 三一、我が軍馬公城を陥れ圓頂半島を取る……………一五八
- 三二、漁翁島戦はずして降り澎湖全く平々……………一六一
- 三三、清國和を議し臺灣諸島我が所領に歸す……………一六二

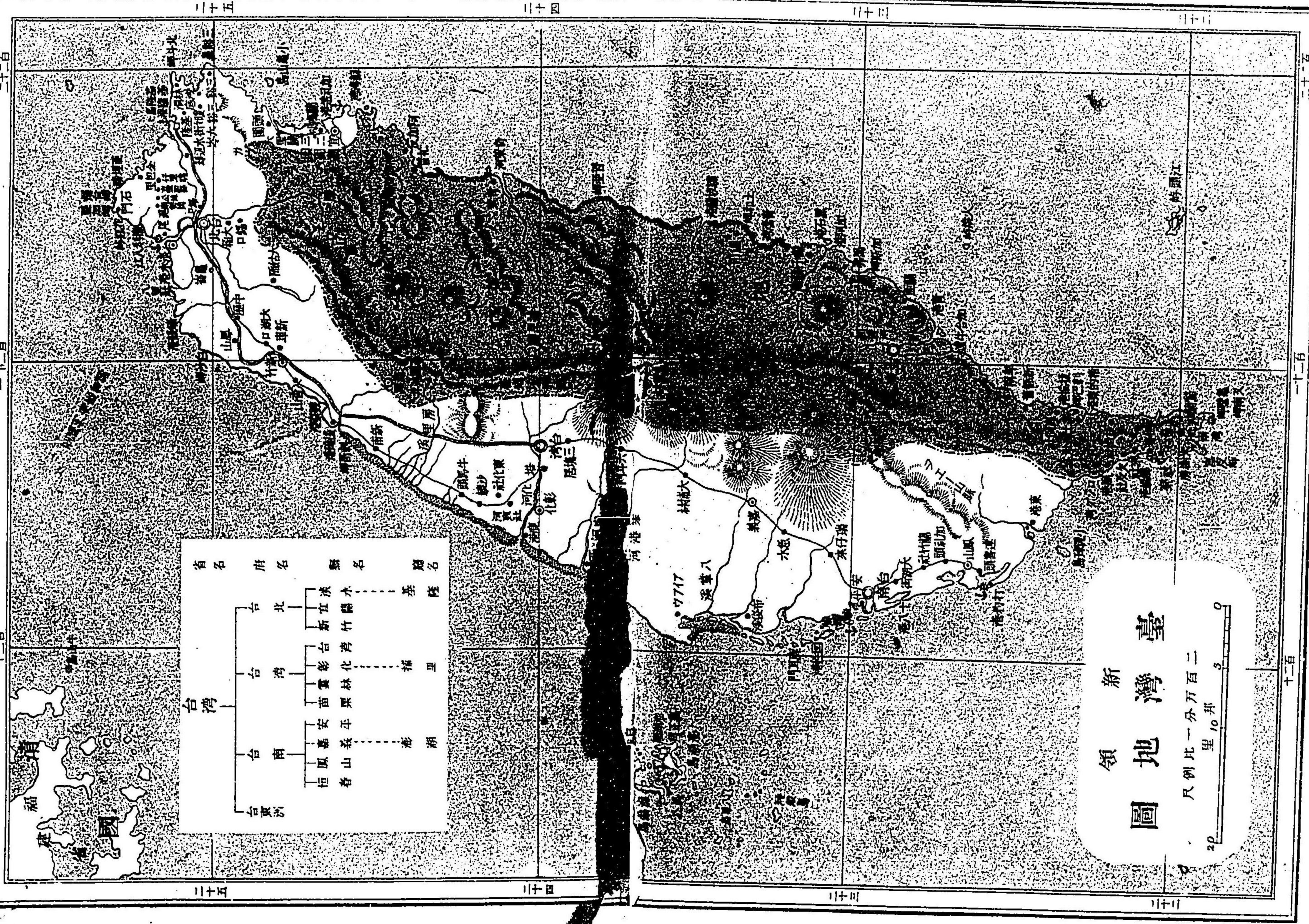
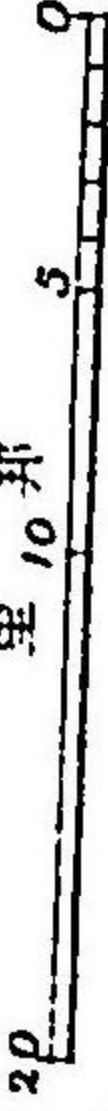
臺灣史要 目次終



臺灣新領地圖

尺例比一分万百二

里 10 邦



省名	府名	縣名	廳名
台灣	台北	淡水	基隆
		新竹	
	台中	彰化	埔里
		雲林	
		苗栗	
	台南	安平	澎湖
		嘉義	
		鳳山	
	台東	恆春	
		台東	

二十五 二十四 二十三 二十二

一百一十五 一百一十四 一百一十三 一百一十二

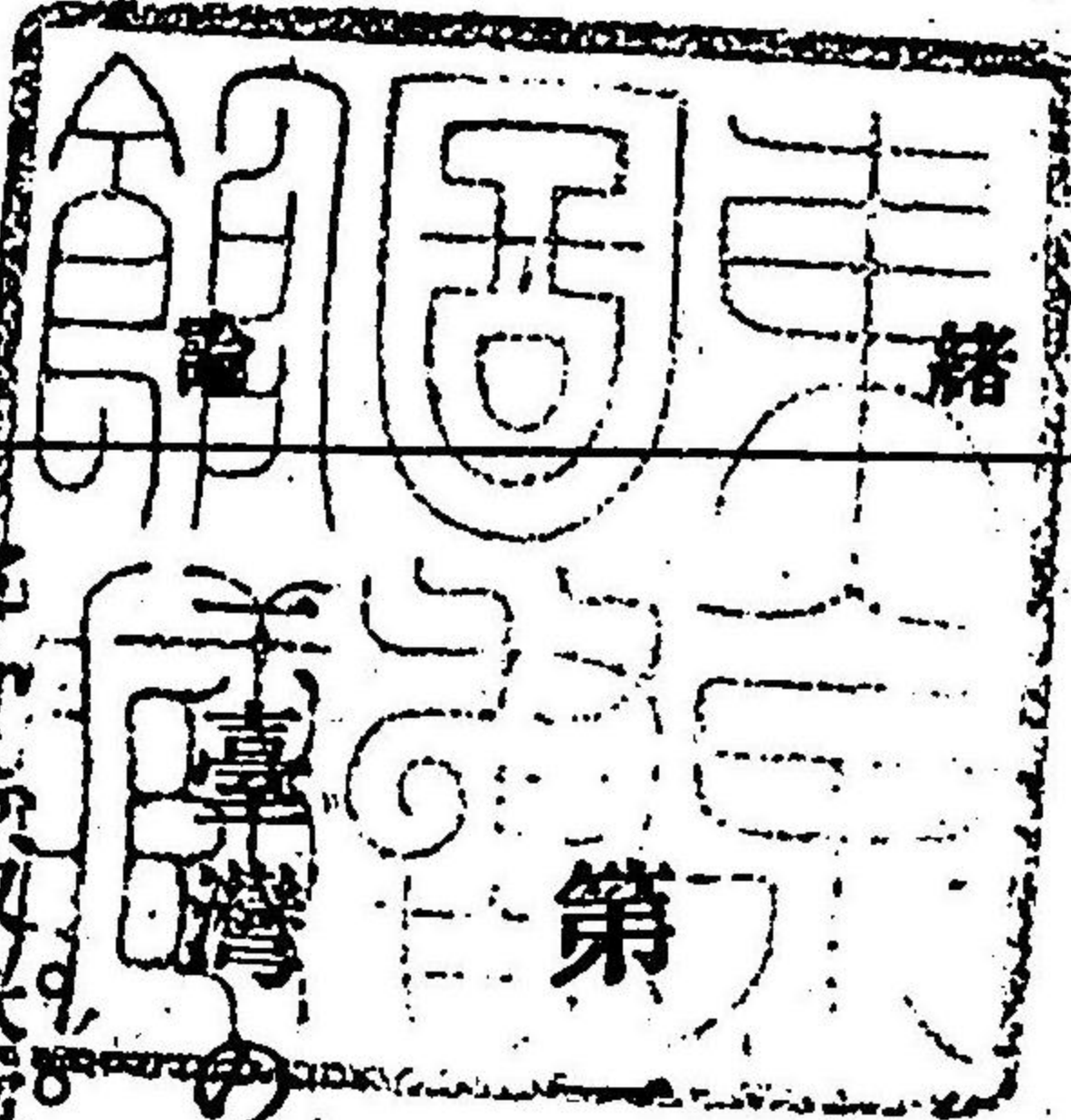
臺灣史要

駿河 秋鹿見橋稿

緒論

第一章 名稱

臺灣は古に所謂毘舍耶國、文那の明の代には東番
 又は土番といへり、臺灣は蓋し之より轉せるもの
 也。又水宛の字を用ゐき、鄭成功こゝに據るに及ひて東都と稱し、其
 の子鄭錦に至りては更に東寧と改めぬ、華夷通商考に「此國中華ノ南方
 ナルニ、東寧ト號スル事、國姓爺即ち鄭成功生國ハ日本ナル故ニ、生國ヲ慕フ



(一)

ノ意ニヤト云といへり、同書其の他白石琉球事畧萬國新話等の諸書東寧の然れども是決して深き仔細あるにはあらず、唯た其の東方の地たるを以てかくは呼ひしものならむ、邦人早くより呼んでタカサゴといひ、塔伽沙古塔曷沙古塔伽沙谷、又は高砂の字を用ひき、通商者又曰はく、此島根本ノ名ハ塔伽沙谷也、日本ノ人高砂ノ文字ヲ假用ユ、或大宛臺灣共ニ唐人名ケタル也、或は曰はく、日本人始めて臺灣に至り、其の地形の日本、播州高砂浦に酷た相似たるを見て、意に之をタカサゴと名づけたり、と、されど秀吉の臺灣に贈れる書に高山の字を用ひたるを見れば、タカサゴの名、必ずしも播州高砂に出でしとも思はれず、今暫く記して識者の考定を待つ。

西人は別に稱してフォルモサ (Formosa) といふ、蓋し葡萄牙人其の山紫水明の美を觀て、遂に之に名つくるどころ、初めイルハイフォルモ

サハイルの義と云ひ、後單にフォルモサとのみ呼べり、土人は乃ち自ら稱してバクアンといふ、又別に曾以母伎の名あり、出處未だ詳かならず。

二、歴史の區分

曰はくタカサゴ、曰はくフォルモサ、曰はく東都、曰はく東寧、曰はく臺灣、これの名稱の變遷、以て

本島沿革の大要を知るべく、亦以て各國勢力の消長を見るべし、畢竟臺灣は是獨立の國家にあらず、素より完全の史乘あるなし、唯た各國交奪の事蹟、片々相依りて一臺灣史要を爲すのみ、史要今假に分つて左の數時代となす、讀者の見るところ、如何の名稱を用ひるを妨げず。

- 一 倭寇侵畧の時代 (タカサゴ期)
- 二 日蘭衝突の時代
- 三 蘭人跋扈の時代 (フォルモサ期)
- 四 鄭氏割據の時代 (東都東寧期)

五 清國占領の時代
六 日本新領の時代
(臺灣期)

第二章 倭寇侵略の時代

一、臺灣の歴史は日本人の占領に始まる

我が臺灣の事往古知るべきなし其の歴史あるは實に元龜天正以後我が日本人の之を占領せしに始まる支那人の之を知るに至りしは蓋し元明以後に在り清人藍廷珍聖祖の時即ち我の言に臺灣居東南大海之外盤古以來版圖弗載といひ又宋元以前並無入知至明中葉太監王三保舟下西洋遭風至此始知有此一地といへり王三保の臺灣に漂着せしは明の宣宗の時即ち我が紀元二千九十年代に當れり然れどもこれ唯た漂着の記事に過ぎず是より先き元の代の末澎湖に巡檢司を置き以て同

安縣福建に隸屬せしめたりしを明の初洪武五年即ち後龜山天皇の文中元年西一〇三七二●に至り信國公湯和といへるか海上の諸島を剽掠せし時澎湖の民を徙して漳泉の間に置きよりて巡檢司を廢せりといへれど是亦臺灣屬島の中に起りし事件に止まり共に我が臺灣史上に何等の影響をも與へたるものにはあらざるなり。
或は曰はく明萬曆間海寇顏思齊踞臺灣有其地臺灣有中國民自思齊始と事は慶長四年に在り或は元和七年然らば則ち是より以前支那人にして臺灣に據りし者とはなかりしこと知るべきなりこれあるは實に日本人に始まる爾來凡そ三百年間これ我が臺灣歴史の終始するところ

二、我が海賊連に支那の沿岸を劫す

回顧すれば、今を距る殆ど四百年の其の昔、世は苻菴と亂れつる、足利の代、の未つかた、我が西邊無頼の徒、志を一時に得ざりしが爲め、朋を結ひ黨を樹て、相率る去りて、海賊大將軍源基々安藝には北島顯家の末葉に、海賊大將軍村上備中守國重あり、周防には大國海賊大將軍源顯秀あり、伊豫には鎌田關海賊大將軍源貞義あり、備後には海賊大將軍原左馬助吉安あり、出雲には留關海賊大將軍藤原義忠あり、備前には蓬島海賊大將軍野井邦吉あり、其の他村上の伊豫の能島の下に、八幡院島に據りたる河野の來島興居島に據りたるか如き、皆是なり、宮の幟を押し立て、即ち八幡船と呼べるなり朝鮮支那の海上に出沒し、半は貿易を營み、半は海賊を業として、至るところ其の沿岸を抄掠せし時に當りては、支那の東海岸、江蘇、浙江、福建、廣東諸省の如きは、最も渠等か得意の技倆を振ひたるるところにして、或は崇明、或は江陰、或は大倉、或は金山、或は吳江、孰れも侵犯の跡を留めぬはなく、乍浦の如き、昌國の如き、嘉興の如き、柘林の如き、臺州の如き、潮州の如き、孰れも其の害を蒙らぬはなかりき、福州、漳泉、無地、非倭矣といへる、當時の勢亦以て想ふべし。

又浙直倭患稍息、而閩廣警報日至、といへる如く、彼に散して此に集まり、北に隠れて南に顯はれ、其の神出鬼沒、殆ど端倪すへからざりしことは、倭彝竄伏、海島因風之便、以肆侵畧、來若奔狼、去若驚鳥、といへるにて知らるべく、其の剛勇能く大和民族の氣象を顯はし、渠明人の膽を奪へるは、倭勇而懸不甚別死生、每戰輒赤跡提三尺刀、舞而前、無能捍者、といへるにて知らるべし。されは、當時朱明の朝廷は、其の防禦にや窮したりけん、工部侍郎趙文華の如きは、上言して、その猖獗を鎮めんか爲め、東海に禱らんことを請ひければ、太祖命して往いて之を祀らしめ、にき、明の茅元儀か著はせる武備志に、

日本不患于古而患于今、自元世祖以八荒來王之威、而不能加于日本、日

本將日肆天道然也幸一海爲之限耳國家之患曰南倭北虜といふは北虜

とあり又清人谷應泰の明朝紀事本末には

太祖洪武二年夏四月時倭寇出沒海島中數侵掠蘇州崇明殺略居民劫奪貨財沿海之地皆患之

といひ又

初倭既自浙創歸嘗一犯淮陽吳越皆不利遂巢閩中首尾七八載所破城十餘掠子女財物數百萬官軍吏民戰及俘死者不下十餘万雖時有勝負而轉漕軍食天下騷動

ともいへり當時渠等か所謂南倭若しくは倭寇の如何に渠等を悩ましめ如何に渠等を畏れしめしかを見よ

三、海外侵畧の氣運頗る盛なり

これら海賊の事業は其の由來甚た舊く遠くは嘗て王綱の漸く紐を解きし頃瀬戸内の惡漢等か諸國貢輸の舶載を劫したるに始まると雖も其の支那の邊境を侵犯するに至りしは蓋し南北朝以後の事なりとす前にも引ける如く明の太祖洪武二年四月既に江蘇の近海に出沒したりといふその洪武二年は我が後村上天皇正平二十四年西一三六九年に當りこの歳又明主は使を遣して邊禁を嚴にせんことを請へりといふを以て之を觀れば當時この海賊の勢已に甚た盛なりしを知るべし

爾後寛永の末年即ち二千二百九十年代遠洋の航海を遏め海外の貿易を禁したる時まで凡そ二百八十年の間其の勢少しくも衰へさりき而して我の侵略主義は啻に此等海賊原の獨占に歸せしにはあらず否な

寧ろ之より壯大なるもの尙ほ多かりしなり。
太閤遠征の大軍は實に此の間に起れり、元文祿公は朝鮮八道を席卷し、大
明四百餘州を蹂躪し、印度大陸をも兼有せんとす。雄略を盡せし人にあ
らすや。

島津家久の琉球征伐も亦實に此の間に起れり、慶長十渠は久絶の宇留
間の島を攻め、忽にして全島を挙げ服従を約し、朝貢を定め、免して尙ほ
藩王を立て、其の大島、鬼界ヶ島、徳島、沖永良部島、與論島の五島を收めて、
之を薩摩に屬せしめ、以て鄰邦覬覦の心を杜きたる人にあらずや。

支倉六右衛門常長の、フキリツブ、フランシス西班牙にて受けたる耶穌教名、
を横断して、呂宋よりローマに至り、航海七年、遂に能く彼の國情を探り
得て歸りしか如き、慶長十八年仙臺を發し、元和六年歸朝。山田仁左衛門長政の、ナヤカウホ
ン天竺にて呼べる名、ナヤはオヤ、即ち敬稱、カウホンは可汗、即ち酋長の義なりんといふ、か飄然家を脱して、臺灣より還

羅に渡り、功を異域に樹て、遂に封侯の榮を得たるか如き、慶長元誰か
其の計の壯、其の策の大なるに驚かさらむや。

四、秀吉の雄略遂に臺灣を奪はむとす

爰にまた、天正文祿の頃、原田孫七郎といへるものあり、性頗る機智に富
み、膽力亦人に勝れければ、屢は呂宋に往來して、深く其の事情に通じ、日
本大の群島を擧げて、之を西班牙人の蹂躪に任すとの、甚た不得策なる
を認め、歸來豊臣秀吉に説くに、其の取るべき由を以てし、呂宋太守の入
貢を促さしめしに、秀吉遠略の志、素より望むところなりければ、直にう
の言に従ひ、天正十八年、西二五九〇一書を裁して、孫七郎の甥某を使と
し、之をその太守に贈らしめしが、要領を得さうければ、文祿二年、西二五
九三五再び孫七郎を呂宋に遣り、更に太守に迫らしめぬ、後孫七郎呂宋に至
り、使節(宣教師)二人

師を導きて、日本に歸り、秀吉に謁見せしめ、其の怒一人、遂に京師に留まり、更に刑に處せられ、後二年、秀吉亦歿したるより、呂宋出征の事、竟に止みたる

時に秀吉又孫七郎をして、途次臺灣を過ぎ、別に一書を贈り、恩懷威嚇以て我に歸服せしめんことを謀れり、されど孫七郎は、遂に此の使命を如何にしたるか、その事蹟世に傳はらず、唯たその書の、今に傳はるもの、適ま以て秀吉豪放の意氣を見るべきのみ。書今華族前田氏に傳はるとて、世中原田氏奉使命而發船、若是不來、朝可令諸將攻伐之云々の語あり。

五、我か商船洋の東西に横行す

海外侵略の勢、此の如くうれ盛なりし時に當つて、又外國貿易の廣く行はれたること、其の實證極めて著きものあり、殊に我自ら船舶貨物を整へて、之を洋の東西に轉運し、以て進取の貿易を營みしか如きは、古今唯

た此の一時期あるのみ、秀吉以來當時の政府が、特許保護を與へたる朱印船文錄元年に始まる、當時所謂「異國渡海の朱印狀」を受けたるもの是なり、及ひ其の他のものが、年々渡海せしところの地を尋ぬるに、朝鮮支那の近海はいふに及ばず、

呂宋

邦人ロソクソン。又はルソンと云ひ、歐人ルゾン(Luzon)といふ。又ルコニヤ、ロクソン等の稱あり、即ち今のフィリピン群島是なり。永祿八年(二二二五)スペイン人メキシコより船隊を送り、殖民を爲し、元龜元年(二二三〇)マニラを取りて之に據れり。慶長年間、邦人のこゝに至る者頗る多し、竟に一區の日本町を開くにいたれり。

密西耶

蓋しフィリピン群島のビサヤ諸島をいふ。スペイン人呂宋を除く外、フィリピン群島を總稱して、かくいふなり(Bianyas)。蓋し此諸島にて用ゐるビサヤ語は、大に呂宋のタガログ語と異なるを以て、此名あり。慶長十年(二二六五)九月十三日、窪田與四郎、密西耶渡海の朱印を受けぬ。ミンダナオ、パラワン、パチー、島の主なる者。

又勃泥、文萊、文萊、婆羅とも書せり。マラツカ半島の東にある大島なり。明史に、永樂年間(二〇七〇頃)明より使を此地に遣し、事見

艾萊

ゆ。永正十五年(二一七八)葡人始めて至り、慶長三年(二二五八)葡人始めて至り、爾後漸次に英人及蘭人、ボルネオ土人と貿易條約を結び、又其要津に據れり、慶長十年(二二六五)藥商基右衛門、始めて艾萊渡海の朱印を受けぬ。島名蓋し、梵語ブールニ(陸)より出づ。

滿刺加

麻六甲、摩利伽皆な同じ。東印度群島の「Moluccas or Spice Islands」是なり。永正八年(二一七一)葡人始めて之に據り、慶長十二年(二二六七)蘭人の占領に歸せり。我が國より渡海せし者同年外人安當仁の朱印を受けたるを以て始とす。リッピンコット地名字彙によるに、同島の住民はマレー人、バプア人、日本人、歐人等より成ると云。

咬嚙吧

古に所謂閩婆にして、即ち今の瓜哇島是なり。土人は呼んで、ジョヤワといふ。蓋し米の産なり。永正八年(二一七一)葡人始めて之に據り、後文祿四年(二二五五)蘭人之に代り、元和五年(二二七九)遂にバタヴィアに城きて之に據れり。バタヴィアは瓜哇一島のみならず、又蘭領東印度諸島の首府にして、その位置島の西北端に在り。又交趾と稱す。天南は其別名なり。元と三地方に分つ、上交趾、中交趾、下交趾、是なり。西人は、上交趾を東京、中交趾を交趾支那、下交趾を下交趾支那とす。共に元安南王國の統治たり。今上下交趾佛領

安南

に歸し、中部僅に安南王國の名を存すと雖も、一に佛の政法に聽けり。當時其國東京、西京の二に分れ、明に事へて其對號を受け、安南都統使と稱せり。慶長六年(二二六一)安南始めて遣使貢獻せり。

東京

又唐外と名つく、即ち上交趾なり。華夷通商考に曰はく、此國ニハ、阿蘭陀人モ商賣に往也。尤唐船此所ニ往テ、土産ヲ積テ日本ニ來レリ、其舟ヨリ地ノ人モ來ル也。此國ニモ住居ノ唐人甚多ク、又昔居住セシ日本人ノ子孫モ有之由也。慶長九年(二二六四)角倉了以(初め與七)、榮任(一に榮住)、皮屋助右衛門、渡海の朱印狀を受けぬ。

順化

愛子江に沿ふ、安南の西都なり。阮氏世々に居り、自立して廣南王と稱せり。こゝより日本に來りし船を交趾舟といへり。慶長九年、平戸の助太夫といへる渡海せり。

信州

其國何れの地たるを詳にせず。東西洋考、安南國の條に、新州港即ち舊新安府なり、今海陽承政司たり、其地廣南に屬す、賈舶の新州に在る者、必ず走ると數月、廣安に詣り入貢す、廣安の會木牌を給す、民木牌を遇くる、必ず敵を致し、乃ち行く、敢て歸する者なし云々。外交志稿これを引きて、シンノウは信州に非ず、新州なり、即ち東京の南にありて、舊廣南に屬せりといへり。又一説に、呂宋の西、

太

泥

浮泥なり云々蓋し明史により誤るなり。慶長四年(二二五九)太泥

暹

羅

暹羅の南にある國なり。又カンボウ、チン、カボウ、チヤ、カ、

東蒲寨

進羅の南にある國なり。又カンボウ、チン、カボウ、チヤ、カ、

迦知安

華夷通商考、交趾土産の條に曰はく、椰子油、木ハ日本椶櫚ニ似テ、

交

趾

占城の北に在り。慶長十四年(二二六八)加藤清正、交趾渡海の朱印

占

城

占城の北に在り。慶長十四年(二二六八)加藤清正、交趾渡海の朱印

晋州あり、是なり。慶長九年七月、平野孫左衛門、高瀬屋新藏、同八

田 彈

來、聘し、同九年(二二六四)今屋宗忠、檢皮屋孫兵衛、大黒屋助左衛門、
 與右衛門渡海朱印状を受けぬ。されど其貿易は亦既に、交縁以前、
 より行はれたるかことし。
 太泥の別名なり。一説に田彈は蓋し番丹にして、一に之を番達と
 いふ。モラツカ諸島の最も西なるものなうんと。慶長十一年、十二
 年明人林五官こゝに渡海せり。

等の諸國、到るところとして、我か三櫓の帆船を見ざるなく、西は西洋詳未
 に通し、東はメキシコ當時ノビスパンヤと稱のアカブルコに及び、堺和博
 多前平戸肥坊、津薩浦賀、相さては横瀬、福田、長崎肥前などの諸港より、年
 々渡海せる商船の數は、平均十五六隻より尠なからざりき。慶長九年よ
り、元和二年よ
まで、十三年の間に、朱印船の林羅山か、方今、吾商客、通外夷者、殆二十國、自有
 數百九十四艘ありきといふ。
 吾邦以來、未有、如今日之多。且盛也といへる。當時の事回想し來れば、邦人
 の豪膽、眞に驚くに堪へたりといふべし。

六、日本人始めて臺灣に入る

倭寇侵略の時代の

通商航海の盛なりしこと斯の如し、而して所謂倭寇の抄掠を擅にした
 る地、英雄豪傑の士か、併呑を企てたる處、はた三櫓の帆船か、彼我の貨物
 を満載して、春風に駕せる邊、その方面果して如何と願みよ、言はずして
 其の南方支那海上なること明かならむ、而して臺灣か、其の咽喉要衝の
 地に當るを知らば、當時臺灣の境遇推して知るべきのみ、況や其の風光
 明媚、土産亦豊富なるに於いてをや。
 されば、西邊の海賊は、とくより此の島を以て本據とし、近海に出沒した
 ることは、足利の末、永祿六年、二二二四支那南海岸閩粵の境に至りたる、
 我か邊民の、明將戚繼光に破られて、此の島に遁れたりきと傳ふるにて
 も知らるへく、爾來永く渠等の占領に歸したりしかば、當時落魄して、我

か平戸に在りける、支那福建省漳州府海澄縣の人、顏思齊振字はといへるが、之を聞いて其の據るへきを知り、慶長四年明二五九〇遂に其の同臭味の海盜陳表紀、鄭芝龍等と、我か邊民を率ゐて此の地に入り、遂に推されて日本、甲螺となり、勢甚た盛なりき、やかて思齊死するに及ひて、芝龍之に代り、亦日本、甲螺を以て稱せられぬ、甲螺は即ちカシラ、首長の義なり、然らば則ち是より先き、日本人の間、既に所謂カシラありて、本島の主權を握りしことは、その由來久しきを知るへし。

彼の山田仁左衛門長政か、暹羅に入りし時、その初め、駿河の商人、瀧左右衛門、大田次郎右衛門の船に搭して、臺灣に來りしは、實に慶長の初年或いふ元和元年となりき、崎陽略縁起、其の事を記し且つ曰はく、臺灣は、當時高砂と稱して、我國より海南諸國に往來し、または支那人に相會して、密商を營む者の來集する所なり、きと、當年鷄籠淡水港頭、帆影婆娑の光景、想見

るへし。

されは元和元年明二七五三九月、長崎の商人村山等安か、始めて高砂渡海の朱印狀を受けたるは、遂に後の事にして、是より以前、本島が日本海賊の占領に歸し、又我か商船の交易場たりしことは、復疑ふべからざるなり。

第三章 日蘭衝突の時代

一、蘭人始めて臺灣に來る

我か日本が、東亞の一端に、海上の商權を掌握したる、慶長、元和の交に當りて、西歐の一角に、亦一の海國を現出せり、之を何れの國とかする、地積民衆、僅に我か日本の十の一なる、臺灣たる一小低地國、オランダ即ち當時稱して、紅毛といへるもの是なり。

抑も蘭人が始めて、我が日本に來り、貿易を營みしは、慶長五年●西一六〇〇其の船の塙浦に來りしを以て始とす是より先、慶長三年蘭船と雖も、當時同國は、西班牙の羈絆を脱せんか爲めに、之と交戦の最中なりければ、未だ専ら通商貿易の事に及ぶ暇なかりしか、同十四年西一六〇九●一たひ獨立の旗を翻すに及ひては、額年我が近海に出没し、元和七年八二六●西一一一たひ船を臺灣に寄せけるか、尙も力を東洋に伸へんと欲し、或はモラッガ島に據り、欺き殺したりしか、其の時同所に九名の日本人も、英人の黨なりとて、共に殺されたりといふ、當時或は澳門を攻め、元和七年●同、澳勝に書を贈れり、其の大意にいふ、先年中大船を以て渡海し、通商の便宜を得たるに、近年和蘭の私販船十三艘、平戸海上に徘徊して、海路を渡るゆへ、小船を以て往來し、遂に通商の便宜を失へり、故に自今以來、和蘭の私販船をば、平戸に留めさらんことを乞ふと、因つて復書して、命を沿海に下し、互市を妨ぐる船を、制止すへき旨を陳しぬ、蓋し澳門は、當時既に葡萄牙人の據りし所なり、或はマラッカを奪ひ、寛永八年●此地は永正八年、葡人之を領せしが、此に至つて葡人之に代り、寛政七年、英之を取り、交政元年より同八年まで、又葡人之を領

し、遂に英の所シヤヴァ島のバタヴァを以て、東洋に於ける渠か根據地となし、屢は出て、寛永八年、澎湖島を占領し、兵を擁して貿易を明に求めけるか、明之を肯せず、戦鬪數次に及ひ、蘭人遂に之に敵することを得ず、退いて臺灣島に據れり、是實に寛永元年西一六二四●の事にして、時恰も我が海賊か、既に臺灣本島を略取せる後にあり、東西二國の海上王か、期せずして臺灣の一島に相會す、焉そ竟に衝突を免かれんや。

二、蘭人我が商船を劫す

果然衝突の近因は起りぬ、當時長崎の豪商に、末次平藏といへるあり、許多の商船を所持して、屢は海南諸國に往來し、貿易を營みけるか、頃は寛永四年西一六二七●の事なりき、其の船福州の港を解纜し、途臺灣を過ぎけるに、蘭人之を澎湖に要し、其の財物を掠去りぬ、蓋し蘭人の抄掠は、昔

に此の時のみにはあらざりしならむ舟人僅に逃れ歸り、或は捕へ歸れり事の由をば船主に告げ、れは平藏聞いて大に怒り、必ず之に報せんとて、乃ち濱田彌兵衛十年五及ひ弟小左衛門十年四を招きけり。二人剛勇智略あり、任俠を以て知られぬ、平藏嘗て之を愛育せしかば、二人亦之に敬事すること主父の如くなりき、是に於いて、平藏告くるに狀を以てし、且つ謂つて曰はく、邦俗古來豪強を以て聞ゆ、然るに今辱を被ふる此の如し、報せすんはあるへからず、汝兄弟善く之を謀れど、二人雀躍諾して出てぬ。

三、濱田彌兵衛奮つて臺灣に航す

彌兵衛乃ち其の弟及ひ子新藏十年二と、從者數十人を率ゐ、身を商賈に擬し、貨物を載せ、將に發せんとして準備既に成れり、親戚朋友彌兵衛に説

きて曰はく、吾子も武人にあらず、何爲れぞ衆に先んずる、夫れ事成るも既に以て榮とするに足らず、若し一旦敗るれば、則ち骨を異域に暴さんのみ、ろの進みて生を輕んせんよりは、退きて身を全うするに熟與ぞと、彌兵衛腕を扼して答へて曰はく、あゝ、燕雀安ろ鴻鵠の志を知らんや、大丈夫寧ろ玉碎すとも瓦全することなからんのみ、吾この行國の爲めに耻を雪くこと能はずんば、復生きて還らじと、辭色甚た決せり、乃ち奮然衆を勵まし、離して發しぬ、實に寛永五年西二八二八三月三日なり。

四、彌兵衛一撃蘭人を擒にす

船崎陽を發し、十七日にして臺灣に至りぬ、蘭人怪み來りて其の貨物を點檢せしに、裝載旅商と異ならざりければ、太守ビードルニクは、遂に之を城中に引見したり、兄弟乃ち隙を窺ひ、突進出て、之を搏撃せしかば

蘭人大に驚き、劍を抜きて之を防ぎしかど、小左衛門其の一人を斬りしより其の勢にや辟易したりけむ、餘皆な逃れ去りぬ、彌兵衛刀を抽き之を太守の胸に擬して曰はく、汝何ぞ敢て我が商船を掠めたる、太守戰慄謝して曰はく、請ふ其數を倍して償はん、華英通商考に、此一段を記して曰はく、瀆田急ニ起テ、大將ノ高座ニ在テ引下シ、捕テ押ユ、左右ノ臣各劔ヲ拔テ、殺サントス、瀆田ニ相從者、各起テ是ヲ押ヘテ勦カス事ナシ、時ニ城中ノ諸卒、鉄炮ヲ放ントス、瀆田ニ相從者、各起テ是ヲ押ヘテ勦カス事ナシ、時ニ城中ノ諸卒、鉄炮ヲ放ントス、瀆田ニ相從者、各起シ、大將ノ生死ハ汝等カ所爲ニ應ス、ト云テ、刀ヲ拔テ、大將ノ胸ニ當テ云ケレバ、大將モ其意ヲ知テ、左右ノ人共ニ諸卒ヲ制シケレハ、鐵炮ヲ放事ヲ止テ、城中靜レリ、大將モ海賊ノ罪ヲ謝シ、自今以後日本ノ船ヲ惱ス事不可有ト誓約シ云々彌兵衛乃ち財物を出さしめ、且つ太守と其の子二十年十とを擒にして、俱に長崎に歸りぬ。

是に於いて彌兵衛の名、一時に喧傳せしが、其の死するに及びて、肥後侯細川氏、其の子新藏を招きて家士となし、之に祿五百石を給せりといふ。嗚呼、一舉してよく蘭人の首魁を擒にし、渠をして低頭陳謝の外、一言隻

句なからしめたる、當年彌兵衛の意氣、豈に豪ならずや、誰か此の記事を讀んで痛快と呼はさるものぞ、惜い哉、彌兵衛の遠征は、其の功唯た一時に止まり、遂にまた蘭人をして、獨り高砂の主權を擅にせしめたることや、當時若し幕府の政略をして、少しく進取の勇あらしめば、高砂占領の事蓋し今日を待たさりけむ。

一説に、彌兵衛農夫許多を引具して、臺灣に至り、田畑開墾の事に託して上陸し、やかに歎願の旨ありとて、兄弟父子三人城に入り、主宰なるカピタン即ち太守に對面しけるか、甚た怯れたる體にて、聲など振はせけるを、カピタン塵くまゝに、田地の事など云ふ體にし、恐るゝ這ひより隙を窺ひて飛ひかゝり、カピタンを取つて押へ、隠しもちたる刀を

拔きて、胸下に擬し、前年の無禮を責めければ、カピタン大に怖れ、叩頭罪を謝せりといふ然れども、農装の事、其の策甚た拙、彌兵衛の勇に似ず、故に取らず。又其の大守に逼るや、或は其の城中に闖入して、之を臥床に擒にせりとも云ふ、今暫く本文の説に従ふ。

第四章 蘭人跋扈の時代

一、蘭人遂に臺灣を占領す

蘭人の臺灣に來るや、當時我が日本人の勢力は、全島を風靡し、その近海をも厭倒したりければ、渠大に其の威に畏れ、土地借用の名を以て、年々

鹿皮三萬を我に納れんことを約せり、既にして平安赤崁蘭人自ら稱し、今尙ほ安平鎮に存す二城を築きて之に據り、漸く蠶食を事とし、復幣を我に納れず、寛永三年西二八六に至りて、卒に此の土を占領せり。

渠其の初め土人を使役する奴隸の如く、支那より移住したる人民等か、米穀砂糖を耕作して、之を輸出するものに、莫大の租税を課する等、頗る亡狀を極め、我が商船をさへ劫掠するに至りしか、一たび彌兵衛の窘盛するところとなるや、叩頭出て、罪を謝し、直に我に降りしを見れば、亦以て當時の勢未た言ふに足らざりしを知るへし。

不幸我が江戸の政府は、大に海外の貿易を檢束したるより、爾來漸く我が商權を壓したるもの、如しと雖も、國人尙ほ永く之と雜居して、互に其の輸贏を争ひ、敢て或は之に下らざらんことを期せり、彼の郭懷一何斌二人の如き、亦明人なりしかども、共に日本甲螺を以て稱せられ、共に

蘭人を驅逐せんことを謀りしか如き、以て其の容易に渠蘭人に屈せざるしを見るべきなり。

二、蘭人布教に従事す

蘭人漸くこの地に盤踞するに及びて、渠等は先づ耶蘇新教を布き、以て功を永遠に收めんとせり、乃ちジョージ、カンヂ、アスといふもの六年永より同十八年まで専ら此の事に當り、十六ヶ月にして、よく百餘の土人を風化することを得たりしか、爾後或は教會學校の數を増加し、或は土人との結婚を獎勵し、あらゆる手段によりて、益す其の教の擴張を謀りければ、遂には數千の土人をして、皆なその洗禮を受けしむるに至れりといふ、西洋人の侵略主義、古今其の揆を一にす、而も其の術の巧にして、其の謀の遠きは、蓋し邦人の一籌を輸するところなり。

時恰も我が國には、耶蘇教禁止の令、嚴重なりしころなれば、彼政府は爲めに日本の感情を傷み、従つて其の貿易の便宜を失はんとを恐れ、之より後は敢て復獎勵を加へず、竊に我の鼻息を窺へりぞ、ざるにても、當時我が日本人の威勢は如何に強大なりしかを想像するに餘あらむ。

三、蘭人互市を清に求めて成らす

當時東洋に於ける和蘭の商敵は、即ち葡萄牙人にして、支那貿易の利益は、常に之か爲めに壟斷せられしが、今や蘭人漸く臺灣に占據するに及びては、方を支那海上に伸へむとの志、愈よ切なりければ、乃ち承應二年清三順治一三一〇〇一月を以て、バタヴィアの政府は、シエーデルといへるを廣東に遣り、互市を求めしめしに、將に其の許を得て、商館をも其の處に設けんとするに至りしが、會ま彼商敵の妨くる所となりて、事遂に成

らざりき、後一年を経て、明暦元年清順治一五●政府は更に、ゴイエル及び
 キーゼルといへる、バタヴキアの豪商二人を以て使節とし、幣を重くし
 禮を厚うして、北京に赴き、貿易を請はしめしが、僅に八年に一たび、船四
 隻を以て貿易することを許されしのみにて、亦其の期望を貫くことを
 得ざりき。

これ啻にジエスイット派の勢力に支へられしのみにはあらず、亦清廷
 の未だ通商の利を認めざりしにもよるべく、又一つには蘭人か、前には
 澎湖を奪ひ、今又臺灣に據るを見て、清廷をして稍や警戒する所あらし
 めたるに由りしものならむと云ふ、それ或は然らん。

四、蘭人臺灣の地を失ふ

明暦三年清順治一七●使節の北京を去るや、幾もなく鄭成功來りて臺灣

を攻めぬ、蓋し何斌等の導くところといふ、蘭人豫め事のこゝに及はん
 ことを慮り、赤崁の守を堅くし、以て變に備へしが、成功先づ廈門に據り、
 遂に兵二萬五千を以て臺灣に入り、兩城の通路を絶ちぬ、バタヴキアの
 政府、警を聞きて、船四隻兵二百餘を送り、以て敵を防かじめしか、成功の
 勢強くして當るへからず、兵生きて還るもの、僅に半に過ぎず、船一隻亦
 其の焼くところとなり、其の餘皆な逃還り、狀を以て其の政府に告げし
 かば、更に船十隻兵七百を出して來り救はしめしかども、竟に之に敵す
 ること能はざりき。

偶ま福建の總督、書を和蘭の太守コイエーに贈り、共に成功を撃たんと
 ぞを謀りしも、應援未だ至るに及はずして、城遂に陥りぬ、是實に寛文元
 年清順治一八●の事なり、此の役成功城を圍むこと九ヶ月、城兵死するも
 の千六百人に及へりといふ、後蘭人其の恢復を圖りしかども、事竟に成

らさりき、是に於いて多年跳梁跋扈せる渠、紅毛碧眼の人も、復其の隻影を此の土に留めずなりぬ。

第五章 鄭氏割據の時代

一、鄭芝龍平戸に來り成功を生む

鄭芝龍字は飛黃、後飛虹將軍と號せり、小名は一官、川口長孺曰はく、按當時官蓋一二排行之類、官稱若鄭之類、俗呼人五郎三郎稱也、爲小名者恐誤と支那福建省南安縣石井里の人、父を紹祖といひ、兄弟四人あり、仲を芝虎、叔を鴻達、季を芝豹といへり、芝龍は即ち其の伯なり、芝龍生れて姿容端麗、稍や長して膽智材畧人に過き、亦頗る文才あり、歌舞吹彈をも善くしぬ、紹祖嘗て泉州の太守蔡善繼の庫吏たりしとき、芝龍年十歳、戯に石子を投し、誤つて善繼の額に中てしかば、善繼怒りて之を捕へしめしか、偶ま其の容止を見て笑つて曰はく、後當

に富貴なるへしと、釋して問はさりき、嘗て父の怒に觸れ、奔りて海船に逃れしか、其の船將に期を刻して帆を揚げんとせしかば、よりて遂に我が國に來奔し、肥前の平戸に寓せり、時に年十八。

慶長十七年明萬曆四〇幕府召し見て、問ふに外國の事を以てし、命して長崎に居らしめしか、平戸の領主松浦侯、賜ふに宅地を以てせしかば、遂に平戸の河内浦に徙り、今河内浦區相院近傍の宅地、因つて平戸の老一官は、即ち其の遺址なりといふと稱せり、是に於いて、芝龍河内浦の士人、田川氏の女を娶り、成功を生めり、實に寛永元年明天啓四七月のことなりき、後田川氏又一男を擧げぬ、七左衛門といへる是なり、成功初の名は森、野史、明史、福を引字は森材に作る字は福松、後今の名に更めしなり。

二、成功支那に渡り芝龍臺灣を領す

芝龍妻子を留めて外國に往來し、貿易を爲すこと數年、既にして七年書
 を長崎奉行に致し、其の妻子を迎へむことを請ひ、幕府之を聽せり、成功
 時に年七歳、新井白石の神書に曰はく、國姓爺福州にゆきし年は八歳なり、五島
 久兵衛の烏帽子兒不肖にてかへされしを、後に清川久左衛門といふ、深見氏の亡父
 か始造り、父の所に至りしか、母田川氏弟尙ほ幼年、僅に二歳なりしを以
 て、敢て俱に往かさりけるを、後芝龍及び成功、屢は書を致して之を迎へ
 ければ、正保元年明崇禎一七遂に請うて、長崎より支那に至りぬ、弟七左
 衛門のみは、尙ほ長崎に留まりて、田川氏を冒せり。後七左衛門、其の兄を援
 長崎に殺せり、其の子道順、姓を鄭と復し、父歿するに及ひて正徳中、江戸に
 往き、吳服街に住し、醫を以て業とせしが、竟に仕へずして終れりといふ。
 是より先き、芝龍海寇顏思齊に従ひ、盜賊をなしけるか、思齊死するに及
 ひて、代りて其の衆を領し、遂に臺灣を收めて海上を横行せり、野史之を
 記して曰はく、芝龍弟芝虎と共に振泉の黨に入れり、曰はく、請ふ我か爲

めに、一たび艦を發して、劫略するを許せ、之を獲る多寡以て我か命をト
 するを得む、振泉之を許し、衆亦相佐けしか、倦にして暹羅の好貨四缸を
 劫し得たり、芝龍每艘半を分ちて、九曾に與へけれども、九曾芝龍請ひ得
 る所を以て、受けずして悉く之を昇へしかば、是に於いて芝龍の富士寨
 に甲たりき、振泉死するに及ひて、九寨統ふる所なし、一人を推擇して、長
 とせんと欲せしも、定むること能はさりければ、困りて共に天に禱り、牲
 を割きて盟ひ、劍を米中に挿み、代るく劍に當つて拜せしめ、約して曰
 はく、拜して劍躍動する者は、天の授くる所なりと、次芝龍に至りしに、劍
 躍つて地に出てぬ、衆皆之を異とし、具に推して魁とせり、假托の言素
 より信するに足らずと雖も、當時芝龍の勢、衆を壓したりし、とは乃ち
 以て見るべし。

三、成功明に仕へて國姓を稱す

寛永十五年明崇禎一八●芝龍明に仕へて、其の將となりぬ。時に成功年十五、南京の大學に入り、弟子の員に補せられき。成功生れて容儀整秀、倣儔にして大志あり、書を讀む、顯敏、章句を治めず、王觀光一見芝龍に謂つて曰はく、此の兒英物、爾の及ふところに非ず、金陵に術士あり、之を相して、此奇男子、骨相非凡、命世雄才、非科甲者といへり、正保元年二三四●明崇禎一七●此の年明亡ひ、清入りて燕京に都し、順治の年號を用ゐる、明主福王由松立ち、芝龍を南安伯に封せり、同二年二三五●明弘光元●福王清に降り、唐王由棖立つに及びて、隆武と改元し、芝龍を封して平虜侯となし、之に授くるに兵馬の權を以てし、一族兄弟亦各顯要の位に上りぬ、而して其の他の閣臣に至りては、唯た員に備はるのみなりければ、當時鄭氏の勢は、さらぬだに強かるを、尙も海賊の首魁たること

と舊の如くなりしかは、富萬金を重ね、威海陸に振へり、明季遺聞其の狀を記して曰はく、

凡海盜皆故盟、或出門下、自龍就撫後、海船不得鄭氏令、旗不能往來、每一船例入三千金、歲入千萬計、芝龍以此富敵國、自築城於安平、海梢直通臥内、可泊船徑達海、其守城兵自給餉、不取於官、旗幟鮮明、才甲堅利、凡賊遁入海者、檄付芝龍取之、如寄故八閩、以鄭氏爲長城。

とかゝる間に人と爲りし成功の境遇は、眞に龍の雲を得たるに齊しかりき、明主嘗て成功を見て之を偉とし、其の背を撫して曰はく、惜むらくは一女の以て卿に配すへきなしと雖も、卿當に忠を吾か家に盡すへしとて、姓朱を賜ひ、今の名に改め、御營中軍都督に拜し、儀駙馬天子の女婿これ駙馬ふといに同しからしめぬ、中外呼んで國姓爺といへるは、即ちこれか爲めなり。

四、芝龍恢復を圖り救を我に乞ふ

後光明天皇の正保二年明弘光元●十二月芝龍明室の恢復を圖らんと
して力足らざるを憂ひ其の嘗て日本に在りし縁故をもて救を我に求
めんとて水軍先鋒都督副將崔芝をして書二通を修めしめ參將林高を
して齎して長崎に來り請はしめぬ其の書の一に曰はく、

竊惟東西南北開闢之界限甚明治亂興衰元會之循環遞變四維盡撤國
乃滅亡五倫未毀運必聿興我大明一統門基遞傳三百餘紀列后延祚相
承一十六君主聖臣忠父慈子孝敦睦之風久播于來享來王之國仁讓之
聲奚止于我疆我土之封去歲甲申毅宗崩數奇陽九逆闖披猖天摧地欽
姦爾驕虜滿清を指す棄機恣毒剋汗我陵廟侵凌我境土戕害我生靈遷移我
重器天怒人怨惡貫罪盈今我皇上唐王を指す神明天縱乘龍御極改元隆武

應運中興親率六師以蕩妖孽命芝於肅虜將軍爵又任芝以水師先鋒都
督芝荷重寄誓不俱生切圖帛伐大舉不禁呼援鄰邦環按理字詳か朝貢
諸列國有心者無力有力者無餉有餉者無舟楫恭惟日本大國人皆尚義
人皆有勇人皆訓練弓刃人皆慣習舟楫地鄰佛國王誠天時我明人泉貨
貿通匪止一日敬愛相將不遠千里芝葵心是抱莫血在胸欲盡主辱臣死
之忱難忘泣血枕戈之舉特修奏楮馳諸殿下聊効七日之哭乞借三千之
師伏祈迅鼓雄威刻徵健部舳艫渡江載仁風之披拂旌旌映日展義氣之
宣揚一戰而復金陵使叨半臂再戰而復燕都並藉全功船械糧草暨仰携
來報德酬勳應從厚往從此普天血氣共推日國斷鼉補石之手而中華君
臣永締日國山河帶礪之盟瀝血披衷翹望明鑒芝不勝激切痛額之至爲
此具本專差參將林高齎捧謹具奏聞。

又其の一に曰はく、

芝承王命、總領水師、招討浙直、以復南北二京、現駐浙江舟江、日出崇明縣金山街、與虜相持、恨兵寡械乏、未奏全捷、竊慕日本大國、威望隆赫、籠蓋諸邦、敬修奏本、請兵三千、一以聯唇齒之誼、一以報君父之仇、伏仰德威、發兵相助、外緣虜之長伎、以箭爲先、芝軍固乏堅甲、戰輒傷、因思日國之甲、天下共羨、以禦弓矢、如金如石、伏懇命允准芝平、價貿易、明二百領、一同大國精兵、前來征取、倘得成功、皆荷大德、統容竭誠、厚報事關、激切、一併專差參將林高齋捧謹奏聞。

翌三年^{明隆武元}●書江戶に達しけるか、老中評議の上、報するに及はずとて書を長崎奉行に與へしめて曰はく

去月廿六日之御狀到來候、然は林高持參之書翰、並林高申口之書物、令披見候、大明兵亂に付、加勢並武具事、申越候之通、御老中に申候得は、日本と大明と勘合百年に及て無之に依て、日本人唐え出入無之候、唐船

往來長崎元商賈に參候と雖、密々にて渡候由にて候間、此度林高參候て訴訟申候とも、卒爾之言上申事にて無之候旨に候條、右之通り申聞せ、早々林高歸國之船に可被申渡候、恐惶謹言、

正保三年丙戌正月十二日

馬場三郎左衛門

井上筑後守

山崎權八郎殿

右上意之趣、松平伊豆守承り、殿中にて林春齋自筆に之を書す、御右筆衆も不知之、

是に於いて第一の請援は破れたり。

五、芝龍清に降り應援の議遂に罷む

正保三年六月、芝龍泉國公に封せられ、尋いて平國公となり、成功亦忠孝

伯に封せられぬ、八月明主^唐清兵の執ふるところとなり、福州に死せり。芝龍の妻田川氏、國夫人に封せられ、泉州城にありけるか、亦清兵の圍むところとなり、城遂に陥り、軍潰えしかは、田川氏歎して曰はく、事既に此に至る、今一死を惜まは、何の面目ありて復人を見んやと、城樓に登りて自殺し、水に投して死せり、清兵舌を卷きて曰はく、婦女尙ほ然り、倭人の勇知るへきなりと。

此の時芝龍安平を保ち、竊に欸を清の將に通し、降を約せしかは、成功泣きて之を諫めしかと、聽かすして遂に清に降れり。

是より先き、黃徵明^{黃崇義のことなり}明主^唐及ひ芝龍の書幣を齎して、長崎に來り援を乞ひぬ、將軍家光、其の議を宗室三藩、及ひ執政に下して評議ありしに、權大納言源義直^{尾張頼宣、伊紀權中納言頼房、水戸皆な援兵を出さんと請ひ、各之に將たらんことを争ひしか、井伊直孝以下老中異議ありて}

未だ決せざりしほどに、適ま福州既に敗れ、芝龍清に降れりとの報ありしかは、議乃ち罷みぬ、是に於いて第二の請援亦成らざりき。

華夷變態に、當時の事を記して曰はく、

此度加勢可被遣と、數日御評議の上にて、遣され間敷に大形極まる、但し豊後府内城主日根織部正に、内藤庄兵衛を被指添、上使として長崎え被遣、黃徵明の使者に對面し、上意之趣申渡、使者も可被歸國、猶も使者申旨有之は、能承り屆歸府可有言上と被仰出、

但織部正の居城、長崎へ近く、庄兵衛は少々文字も知るに依て、兩人を上使と被定也、

同十月十七日、長崎より十月四日之書狀到來、其趣は、八月下旬、韃靼人閩中へ攻掛り、大明人不及戰して迎降る、云々、此狀到來に仍て、織部正庄兵衛、長崎え被遣に不及、山崎權八郎返事を以て、福州既に敗れぬる。

上は加勢の沙汰に不及と、微明の使者え申渡進物は受納に不及可令歸國と被仰出

是に依りて之を觀れば、當時幕府の志未だ必ずしも斷然應援を拒みたるにはあらず、事情の如何によりては一臂の力をも假さんとせるもの如くなりき況や、又三親藩の既に意を出兵に決せしものあるに於いてをや、惜い哉事ここに至らずして、機既に去れりしことや。

六、成功義を倡へて救を我に請ふ

成功父を諫めて聽かれず、母亦非命に斃れたるを痛み、慷慨義兵を起して、明室を回復せんとの志切なりければ、乃ち孔廟に詣り、儒服を焚き、拜揖して去り、其の衆を糾合して數千人を得たり、自ら忠孝伯招討大將軍罪臣國姓と稱し、又悖父報國の四字を以て旗號とし、海上に出沒せり。

慶安元年二三〇八●明永明王十月、征虜大將軍建國公鄭彩芝祖の書を本邦に寄せて兵器を乞ひ、成功亦書を長崎の譯官に贈りて援兵を請へり、其の書の意に曰はく、

大明龍興三百年、治平日久、人忘亂、韃韃乘虛、破兩京、神州悉汚、腥羶成功、深荷國恩、故將躐血以報讎、徘徊浙閩間、感義頗有樂從者、然孤軍懸絕、千芳万辛、中心未遂、日月其邁、成功、生于貴國、故深慕貴國、今艱難之時、貴國憐我、假數万兵、感義無限矣、

と故あり皆報せさるき、同二年二三〇九●清順治六五月、彩又書を琉球に贈り、甲劍槍砲等の物を求め、且つ其の國密に本邦に通ずるを以て、託して援を我に乞ひしかど、亦成らざりき、其の書に曰はく、

天生民而立之君、惟日助上帝、則夫居民上者、所當子惠元々也、我大明高皇帝、寬裕溫柔、聰明叡智、德布中外、用是人心效順、四海賓服、鄙我列宗皇

帝代有聖德、懷邇柔遠、三百年之間、恩澤溥洽、與貴國往來時通、群黎安堵、貴國其亦聞之熟矣、惟茲醜虜滿清を、豺狼成性、亦欲生吞貴國而甘心也、我大明保護貴國、兵革弓馬不得越度其地、其有功於貴國、恩固不少、詎我大明亂逆有難、彼狡乘間、遂敢肆虐、竊據我神京、屠掠我州縣、暴殄我人民、本藩累受國恩、獨立義旗、恢復福興泉鄣許多郡邑、虜氣大挫、貴國爲唇齒之邦、其得不染腥羶者、本藩力也、因而慶國公陳邦傳、恢復北京、沐國公恢復雲南、其餘山東南江浙江等地、豪傑繙起、不可勝數、大明疆宇、轉指日全復矣、本藩統督大師、刻進勦、而長槍大劍、衣甲硝藥等項、所費不貲、貴國與日本、國實逼處、此休戚既爲相關、心力亦宜共勉、合就移咨、爲此咨移、貴國其有長槍大劍、衣甲硝藥等物、立刻製辦、齎到本藩軍前、或應償銀、或應兌貨、本藩俱聽其便、并煩移咨日本國王、俱相成倡義、明罪致討、異日成凱奏、貴國不世之勳、當有特爵、此係軍機重務、毋得泛視、云々

七、成功の威南方に振ふ

爾來成功南澳に據り、屢は師を出して沿海の郡縣を攻畧し、同安を陥れ、進みて泉州を侵し、潮に入りて清の兵を破り、廈門に抵り、兵勢益す振ひ、連に南安、漳浦、海澄、長泰を攻めて之を陥れ、承應元年二三一一、明永曆六年、清順治九年、十月、更に進みて漳州を圍むこと凡そ六閱月、城中食盡き死するもの七十萬人に及ひぬ、清軍來り援ふに及んで、一旦圍を解き去りしかども、後又攻めて遂に之を降せり。

是に於いて、同三年二三八三、清順治一年、明永曆、成功府を廈門に立て、名を改めて思明州といへり、蓋し明を思ふ意を寓せしなり、乃ち所部を分つて七十二鎮となし、六官をして庶政を分理せしめ、又儲賢儲材の二館を立て、察言賓客の二司を設け、以て豪傑の士を招納するなど、經略の策大に見るへ

きものあり、尋いて明曆元年六月成功安平鎮及び惠安、同安、南安の三邑を破り、又舟山、臺州、寧波等の地を降せり。七月成功又書を幕府に贈りて通交を乞ひしかと我遂に之に答へさりき。其の書の文に曰はく、

洲同膽部、就一水以判東西、境邇蓬萊、連三島而繫天地、域占爲雷之位、光拂若木之華、百篇古文、蚤得胤秦之仙使、歷代列史、并分上國之車書、道不拾遺、風欲追乎三代、人重然諾、俗尤敦於四維、恭惟上將軍麾下、才擅擎天、勳高浴日、鑄六十五州之刀劍、雌雄爲精、服五百一郡之版圖、礫砂皆寶、文諧丹府、屢有表使至金臺、釋輔儒宗、再見元公參黃藥、雖共臨乎覆載、還獨覓其山河、成功生於日出、長而雲從、一身繫天下安危、百戰占師中貞吉、叨世勩之賜、李恩重分茅、効文忠之祚、明情深復且、且恐土馬嘶塞外、肅慎不數餘兇、虜在目中、女真幾無剩孽、緣征伐未息、致玉帛久疎、仰止高山、怨毒安之在望、湖洄秋水、悵滄海之太長、敬勒尺函、稍伸丹悃、爰賚幣篚、用締縞

交舊好、可敦、曾無趙居、任于今復往、中興伊近、敢望僧桂、悟如昔重來、文難悉情、辭不盡意、伏祈鑒照、可任翹瞻、

と萬治元年、二二一八●清順治一五●永明王使を遣し、成功を進めて延平郡王とせり。成功意を決して大舉を謀り、速に金陵を取つて以て南都を定めむと欲し、乃ち甲士十七万を率ゐて北上し、連に浙江諸州縣を陥れぬ。二年一三三一九●明永曆一六●七月、瓜州を破り、蕪湖を取り、鎮江を畧し、竟に進みて南京に迫りしか、戦利あらずして敗走し、將士之に死するもの多かりき。よりて鎮江に還り、十月厦門に復せしに、その翌三年二二二〇●明永曆一七●五月、滿漢の大兵道を分つて來り侵しければ、成功大に撃つて之を卻け、北將達素之に死せり。爾後成功の世を竟ふるまで、北兵敢てまた來り窺はざりきといふ。

八、成功臺灣に據り持久の計をなす

成功一たび金陵に敗れてより、地壁り勢孤にして、加ふるに永明王亦蒙塵、聲聞通するに由なかりしかは、成功將に地を遷して恢復を圖らむとせしか、時偶々臺灣の日本甲螺、何斌といふもの蘭人と隙を生じ、走りて廈門に來り、爲めに臺灣の取るべき狀を説きしかは、遂に奪つて之に據れり、これ即ち寛文元年一五三二●清順治一八●明永曆の事なりとす。

成功乃ち臺灣を改めて東都と稱し、一府天承二縣萬年を置きて之を治め、或は法律を制し、或は學校を設け、丁庸を計り、老幼を養ひ、以て永據の謀をなし、か間もなく其の翌年一六三二●清康熙元●明永曆五月、成功病んで其の地に卒せり、年三十九。

是より先き、清主屢ば成功を招きしかども、従はず、遂に刺客を放つて之

を殺さんとせしか、事また成らざりき、この時に當りて、芝龍及び其の子孫は、清の殺すところとなり、寛文元年十月永明王及び太子は、吳三桂の手に殞し、寛文二年四月明室の滅亡既に旦夕に迫り、一族の懿親多く賊手に斃れしかは、成功恢復の望殆ど一縷の千鈞を引くと異ならず、遂に憤惋病を得、思魂去つて永く歸らず、空しく孤島一杯の土と化したるは、其の志寧ろ憐むに堪へざらむや。

九、鄭經遺志を繼ぎ清廷に抗す

鄭成功明室の恢復を圖らむとして遂に成らず、志を齎して遠く逝きぬ、臺灣の人其の弟襲一作世繼を推して主となし、か既にして成功の子經、或は錦舍ともいへり又嗣きて立つに及び、東都を改めて東寧となし、尙ほ明の正朔を奉ずること、成功の時の如く、北兵屢は來り攻むる毎に、經輒ち

撃つて之を却け、又兵を出して福建廣東の諸州を攻略せり。

延寶元年清康熙一三●吳三桂、雲南、四川、貴州に據りて清に叛き、二年三三

●清康熙一三正月、故崇禎帝の第三子を擁立し、周啓と改元し、國を大周と號し、

再ひ利用と改元せしか、其の三月、靖南王繼茂の子耿精忠、亦福建に據り

て清に叛きぬ、經之と相應し、兵勢大に振へり、所謂組練百萬、樓船數千、積

穀如山、不可紀極、征帆北指、則燕齊可搗、遼海可跨、旋應南向、則吳越可掇、閩

粵可聯、陸戰而兇虎辟易、水攻而蛟龍震驚、鄭經の言といへるもの、當時經の

得意想ふへし、然れども後精忠清に降り、三桂亦亡ふるに及ひては、其の

勢また揚らす、利を失へること多かりき。

かくて天和元年二三四一●清康熙四二正月、經病んで臺灣に卒せり、年三十二、

經人と爲り仁厚、頗る士民の心を得たり、位に在ること十九年、清屢ば使

を遣して之を招撫せんとせしかども、亦遂に從はざりき、其の孤忠共に

賞するに堪へたり。

一〇、鄭克塽戰敗れて臺灣清に歸す

鄭經卒して長子克塽實は李諸弟の殺すところとなり、次子克塽嗣きて

立ちぬ、實に天和二年二三四二●なり、克塽年尙ほ幼、政出つるところ多

くして統一せざりしかは、清人機に乗して之を滅さんと欲し、その三年

二三四三●清康熙二二陸路提督萬正色、水師提督施琅をして、大舉して南侵の途に

上らしめぬ。

劉國軒はもと清の將なり、承應三年二三四四●戰敗れて成功に降り、成功

死するに及ひ、經に仕へて中提督となり、内治外征共に功あり、克塽に至

りて亦専ら事を用ゐしか、此の時清軍攻め寄すると聞き、出て、澎湖を

守り、精兵二萬餘を督し、分つて風櫃尾、牛心灣等の諸島に備へ、又林陞、丘

輝、江勝等の諸將をして、兵二萬を率ゐて鷄籠嶼を守らしめ、砲臺を築き船艦を整へ、以て之と戦ひ、大に清の將藍理、曾誠等を破りぬ。施琅急を見て馳赴き、之を援けしかども、遂に及はず。理、琅共に創を蒙ふれり。この夜施琅舟を八罩に停め、諸將を集めて軍令を申へ、總兵以下按するに失律の罪を以てし、功を立て、自ら贖はしめ、兵氣また振ひしかは、進みて虎井嶼を陥れ、更に兵を分つて二となし、興化鎮吳英、金門鎮陳龍、銅山鎮陳昌は左翼に將となり、直に鷄籠山を擣き、平陽鎮朱天貴、海壇鎮林賢、廈門鎮楊嘉瑞、提標中營羅士珍は右翼に將となりて、直に牛心澳に進み、中軍は乃ち分つて八陣となし、將軍中に居りて全軍を麾き、勢甚た盛なり、國軒連に銃砲を彈射して之に應戦せしか、清兵力を戮して夾撃せしかは、國軒の軍利あらず、林陞、丘輝、江勝等皆な戦死し、戦艦大小二百餘艘を失ひ、餘衆多く清に降れり、國軒遂に敵すへからざるを知りて出走

り、澎湖陥りぬ。琅降卒四千餘人に給するに糧米を以てし、重傷を負へるものには醫藥を施し、専ら島民を綏撫せしかは、臺灣大に震へり、國軒、馮錫範等克塽を奉して出て降り、その年八月、琅舟師を統へて鹿耳門に至り、其の降を受け、臺灣全島こゝに始めて清の版圖に歸せり。清主乃ち克塽を封して漢軍公とし、錫範を漢軍伯とし、國軒を天津總兵とし、其の他將吏官に拜し秩を受くるもの百五十八人に及べり、蓋し琅の幹旋に出でしものといふ、琅はもと成功の部將、一旦罪を後十餘年を経て元祿十三年、清康熙三〇九●聖祖特に成功及び子經を、南安に歸葬すること許せり、南安は即ち鄭氏の舊里なり、之を聞く前漢の田橫、自立して齊王となるや、漢の將灌嬰、横の軍を敗りて遂に齊の地を平けぬ、横誅を懼れて其の徒と海島の中に居りしか、高帝之を招くに及ひて大に之を愧ち遂に自頸して死せり、高帝爲めに涕を流し、王禮を以て之を葬れ

りどその事跡兩つなから相似たりといふへし初め成功義を倡へてよ
りていに至るまで凡そ三世三十八年にして亡ひぬ。

一一、清人成功の義を慕ふ

光緒帝即位の初め、福州將軍文煜、閩浙總督李鶴章、福建巡撫王凱泰等上
疏して、成○功○の○忠○義○を○旌○表○せ○ひ○こ○と○を○請○へ○り、其の大意に曰はく、
明の遺臣故延平王鄭成功、少より儒冠を服し、長して國難に遭ひ、時に
感○い○て○節○に○仗○り、孝○を○移○して○忠○を○な○し、寰宇容れ難き洛邑の頑民を度
し、滄海獨り田横の別島を闢き、故主の正朔を奉し、荒裔の山川を墾し、
傳へて子孫に至り、遂に土を納れて内屬せり。去年日本兵の臺灣に入
り○し○や、版圖遂に我に歸せしものは、蓋し鄭氏の遺功亦與れり。臣等伏

して思ふ、鄭成功如何ともすへからざる衰運に遭うて、未曾有の孤忠
を抱き、盛世の斧戕を煩はせりと雖も、千秋の頑儒を屹するに足れり。
伏して康熙三十九年聖祖皇帝の詔を讀むに曰はく、成功明室の遺民
に係り、朕か亂臣賊子にあらずと、乃ち勅して使を遣し、成功及び其の
子經の兩柩を護送して、南安に歸葬せしめ、守冢を置き、祠を立て、之
を祀れり。然れども惟た祠南安に在りて、臺灣府未だ勅祀を蒙ららず、
恐らくは遺靈安からずして、民望徒に殷ならん。謚を賜ひ忠を褒する
ことに至りては、我か朝恢廓の規、遠く前古に軼きたり。瞿式耜、張同敞
等の如きは、俱に軀を捐て明に殉へるを以て、明の永曆中之を忠宣、忠
烈と謚せられぬ。成功處するところ尤も難しとするも、之を瞿張二人
に較するに、奚を啻に伯仲のみならむ。仰き願はくは厚く天恩を垂れ、
之か追謚を准し、並に臺府に勅して專祠を立て、臺の民をして忠義の

大に爲すへきを知らしめむことを、則ち風俗を勵まし人心を正し、
 いて其の土蕃を制馭するにも、或は裨補あらむか。
 と言々至公より出て辭々至誠より溢る、文煜等の如きは洵に篤志の士
 といふべし、而して廷議決せずの事遂に行はれずして止みぬ。

林 衛

明鼎之遷、李賊猖厥、民墜塗炭、清兵乘時長驅入寇、勢如風霆、轉瞬之際、奄有九州、
 則明國臣子錯愕失措、納款乞降、無敢有枝梧者、嗚呼、堂堂禮樂冠裳之國、倏變爲
 蠻貊腥羶之俗、振古淪陷之禍、莫斯爲甚焉、當是之時、成功獨感、唐王之知、以恢復
 爲己任、據有海島黑子之地、敢與九州之大相爭抗、何其志之勇而氣之豪也、清主
 急於混一、頻降優詔、欲縲而羅致之、而成功愈益、嘔強奮激、不肯少屈、嗚呼、其忠
 義膽、真足以壯人意也哉、初成功之父芝龍流寓我邊、娶婦生成功、則成功亦猶吾
 民也、至其勢蹙力窮、乞援於我、其志亦可憫焉、所願天久厭朱、德終不能償其志也、
 然而其百折不撓之氣、耿耿乎長留兩間、無有漸滅矣。

青山 延子

成功者芝龍之子、而其母乃我平戶之產也、芝龍之客平戶、娶以爲妻、生成功、及芝
 龍事明、身致富貴、使人迎成功、及其母、既而芝龍降清、成功不從、方清兵之陷泉州、
 軍民皆潰、成功母獨不屈而死、夫以孱弱一婦人、能抗醜虜、不辱其節、可不謂之烈

婦哉、當此之時、明室既亡、冠帶之國變爲左衽、捐紳之士、改節易操者、滔滔皆是、而
 成功僅以一彈丸之地、迺能抗滿清百萬之兵、竭方明室、始終不渝、忠貞之心、堅如
 金石、可不謂之忠臣哉、其出師江南、雖敗、屢不振、義氣凜凜、足以動天下、使百世之
 下聞其風者、勇士張膽、懦夫立志、此其有功於名教也大矣、夫芝龍反覆之徒、固無
 足道、然妻爲烈婦、而子爲忠臣、忠義烈成、萃一門、何其盛也、蓋成功母子雖其忠
 烈、出於天性、亦非我神州風氣之所使、然則鄭氏之有成功、不翅明國之光、亦
 我神州之華也。

第六章 清國占領の時代

一、朱一貴兵を擧げて臺灣を奪ふ

中御門天皇の享保六年清康熙六〇五月、明の遺民漳人朱一貴、臺灣によ
 りて叛きぬ、初め臺灣の知府王珍、税を厚うし刑を濫にし、民其の苛政に
 堪へず、加ふるに吏皆昇平に慣れて武備を怠りしかば、黃殿、李勇、吳外な
 どいへる鳳山の奸民、之を機として遂に亂を謀り、朱一貴をもて明室の

裔孫なりと揚言し、推して其の主となし、烏合の衆數百を以て、夜岡山塘汛を劫しぬ。總兵歐陽凱之をきゝて、急に游擊周應龍を遣し、兵四百を以て之を攻めしめしかども、克たずして賊勢益す熾なりき。

こゝに又南路の奸民も蜂起して之に應じ、俱に參將苗景龍を淡水に攻め、賊將杜君英等亦別に鳳山を攻めけるに、清軍敗れて景龍之に死し、加ふるに清軍、賊に内應するものさへ出て來て歐陽凱其の刺殺すところとなりければ、清軍大に潰えぬ。游擊劉得紫は之を救はんとして、却て賊と執ふるところとなり、副將許雲、游崇功は奮戦力盡きて死してけり、是に於いて、水師游擊張賢、王鼎等、戰艦四十、兵千餘を率ゐて、澎湖島を出て、赴き援はんとせしか、是の時既に賊臺灣府を陥れ、北路の奸民賴池、張岳等も亦之と同日に諸羅を略奪して、參將羅萬倉を害し、勢甚た猖獗なりき、一貴兵を擧げてより僅に七日、臺灣全島悉く賊の手に落ちぬ。

かくて一貴自ら中興王と稱し、元を改めて永和といひ、大に群賊を封じ、公侯、太師、將軍、總兵、千を以て數へ、優伶の冠服往來相望むに至りければ、時の童謡に、頭に明朝の冠を冠り、身に清朝の衣を衣るとぞ云へりける。

此の役清軍の將事を失へるもの七十餘人、或は賊に降り、或は逃れ歸る者もありき、殊に周應龍は賊兵を攻め、克たずして泉州に逃れ、張彥賢、王鼎等は、副將許雲の戰死を見て之を救はず、剩へ城を棄て、澎湖島に逃れしなど、其の罪輕からず、さるに尙ほ晏然逸居して、何等の責罰もなかりければ、藍廷珍書を時の浙閩總制、覺羅滿保に上りて、周應龍玩寇陷臺、實爲我首、喪師棄地、潛逃泉州、張彥賢、王鼎等六員、坐視其協主許副將之戰死而不救、棄城聯踪、逃去澎湖、與直走泉州之王丑、皆不容於堯舜之世者也、此輩平日享榮華、糜祿俸、無事則耀武揚威、小警則垂頭喪氣、養成叛亂、聖家奔逃、朝廷封疆、棄若敝屣、倚聽優游漏網、其如國家體

統乎と憤慨一番せり、然れども渠等もと逃れたるにあらず、澎に退けるのみとて、復其罪を問はれざりきと云ふ。

二、清軍朱一貴を擒にす

時に水師提督施世驄厦門にあり、報を得て大に驚き、總兵藍廷珍と澎湖島に會し、兵凡そ一萬二千、船凡そ六百艘を率ゐて發せり、時に臺中内亂起りて、杜君英出て走り、淡水諸羅には義兵起りて、清軍に應じければ、賊勢復初の如くならず、かくて世驄、廷珍は、澎湖を發して鹿耳門の天險を突き、守備林亮、千總董方は、直に鯤身に迫り、岸に登りて砲臺を奪ひ、又賊營をも焚きぬ、廷珍賊を破りて安平鎮を復し、進戰屢は利あり、世驄令を下して殺掠を禁じ、降るものには皆大清良民の四字を幟に記して、之を其の門外に樹てしめければ、遠近風を望んで解散するもの多かりき。

清軍の安平を復するや、令を出して其の民を綏撫せり、文當時の戰況を見るべきものあり、乃ち之を左に記す。

蓋聞金屋瑤臺、非穿窬可負而走、重洋天險、豈醜類可奄爲巢、惟海國之臺灣、乃王家之屏翰、地則龍蟠虎踞、屹立扶桑陽谷之間、門開鹿耳、鯤身遙扼、呂宋荷蘭之吭、我皇神武、遠邁軒虞、日月照臨、遐荒暨訖、旣已披荆斬棘、消魍魅而入版圖、亦且教稼明倫、化蒼黔而隣文物、四十載、噢咻生息、億萬人、含哺鼓歌、朱一貴以餉鴨鄙夫、被焉倡亂、杜君英以傭工客子、肆其狂謀、遂合兩地、賊兵瞻滔天罪孽、周應龍赤山之敗、苗景龍南路之禽、豕突狼奔、蹂躪郊郭、於是鎮協血戰、盡瘁以殉、封疆將辨、捐軀懷忠、以報社稷、全郡陷沒、生靈遭殃、爾乃沐猴而冠、欲做人家、拜跪登場、作戲妄擬海外王公、據我倉廩、開我府庫、居我官廨、陵我人民、草木爲之怒號、山川於焉失色、本鎮奉檄討賊、總統水陸萬軍、遵制府之機籌、合提軍之調度、六月癸卯、自澎進

兵丙午黎明咸集鹿耳先鋒林亮董方忠勇冠乎三軍雄威溢於六艘直驅精銳大戰洶濤本鎮親率參將王萬化林政遊擊邊士偉朱文等八十餘員統領官兵指揮舸艦並趨進港賈勇爭先巨礮雷轟震疊而山崩地坼輕舟驚擊奮揚而瓦解灰飛白刃雜以火攻烏合因而獸散賴皇上威靈波臣効順潮水漲高八尺好風利自西來連綜並前礁石無犯遂奪天險攻克鹿耳門林亮董方首先登岸奪取砲臺焚賊營汛伊時日方及午乘勝進攻安平遊擊林秀薄有成氣吞勁敵守備魏大猷葉應龍目無堅壘命同前鋒先驅擊賊蠢爾鄭定瑞尙逞螳臂以當車軋矣天威欲籍豚威而咋虎我軍鼙鼓動地旌旗蔽空林亮董方復先登岸本鎮親率王萬化林政邊士偉朱文謝希賢魏天錫郭祺王紹緒胡景范國斗齊元輔鄭耀祖金作礪李祖呂瑞麟洪平康劉永貴蘇明良等各官兵如熊如羆如飛如翰寶刀怒舞賊血濺紅平沙鎗砲連環僵屍填滿水涘飄乎狂風掃秋葉快哉烈焰燔蜂窠遂登安

平鎮城豎立大軍旗幟安平百姓箠壺迎師載道歡呼復見天日本鎮詢問疾苦嘉興維新嚴飾辨兵秋毫無犯一日三捷猛氣上騰層霄二險連收脚跟已踏實地從茲城壘可據進戰退守皆安港道得通兵往糧來均便旦日圍勦立見削平滅揚公於洞庭戶裘甫於東甯移山壓卵閩內不煩再舉之師覆海漂煨軍中共慶膚功之奏謹大書露布告中外聞知

廷珍又奇伏を設けて西港の賊を破り北くるを逐うて府城に至りしか數萬の賊兵悉く遁れ去り遂に臺灣を復するを得たり時に享保六年六月二十三日とぞ聞えし。

世驃西南の賊を破りて之に會し劍得紫も亦賊營を抜け出て、南諸羅を下しければ賊兵今は之に敵すへき勢もなく一貴遂に出て、灣裏涇に走り清軍追ふて茅港尾鐵線橋に至りしが會ま旭揚旭雄等族を聚めて義を唱へ賊を溝尾庄に圍み攻めて遂に一貴を擒にせり杜君英等亦

相尋いて降りければ、一貴と共に皆な之を京師に檻送して、之を磔刑に處せり、寇亂五十餘日、是に至つて平きぬ。
越へて享保八年、清三三八三一貴の餘黨再び起りしかとも、幾もなくして誅に伏したりといふ。

當時廷珍の記事に曰はく、蓋破賊僅在七日、而珍孽綿延兩載、定亂保疆、若斯之難也。前には朱賊七日にして臺灣を取り、後には清軍亦七日にして之を復す、占奪の日時相同じきも、亦一奇と謂ふべし。

三、林爽文亂を臺灣に起す

朱賊の亂己に平きて後、凡そ五十年間は、臺灣事なかりしかとも、明和七年清四三〇大穆降庄の奸民、黃教亂を謀り、間もなく誅に伏し、其の後十餘年を経て、天明六年清四四六に至り、復一大騷亂を見るに至れり。

今其の源因を如何と尋ぬるに、林爽文と云へるもの、彰化の大理杙に居り、險を恃みて威を弄し、多く無賴の徒を嘯集して、天地會と云ふを組織し、隱然不穩の舉動ありしかとも、臺灣の官吏務めて之を隱蔽し、數十年間措いて問はさりしより、渠益す跋扈を極むるに至りしなり、かくて總兵柴大紀は、先づ知府孫景燧を遣り、兵三百を以て之を追討せしめしが、景燧誤つて無辜の民家を焼きたるより、爽文奇貨居くべしとなし、機に乗して衆を集め、夜急に清軍の營を襲ひしかは、將士之に死するもの多かりき、賊は尙ほも進んで諸羅を陥れ、その知縣を殺しけるが、之と時を同しうして、鳳山には莊大田といへる盜賊起り、亦其の縣を陥れぬ、賊遂に臺灣の府城に迫りけるを、柴大紀撃つて千餘人を殺しければ、賊は此の勢にや辟易したりけん、復府城をは犯さざりき。

四、清將奮鬪大に賊を破る

やがて水師提督黃仕簡は、臺賊追討の命を受け、海に航して臺灣に至りけるが、竟に軍功なかりければ、更に將軍常青之に代ることゝはなりぬ。常青兵を増して之に備へ、屢は出て戦ふと雖も、賊勢尙ほも猖獗を極め、清軍却つて賊兵重圍の中に陥り、魏大斌等常青部下の諸將、交戦屢は利あらず、諸羅殆ど危く見えけるが、僅に柴大紀奮鬪擊退の功によりて城陥らざることを得たり、高宗乃ち詔して常青の任を解き、將軍福康安、海蘭察を以て之に代へ、柴大紀には特に參贊大臣を授けて之を賞しぬ。時に大紀奏していへるやう、諸羅は府城の北障たり、諸羅一たび敗れば、賊勢に乗して尾撃し、府城亦危からん、且つ半歳以來守禦甚た堅し、一朝棄て去らば、克復甚た難かるべし、内外四萬の義民、亦之を賊に委する

に忍びず、惟た力を竭して援を待つのみと、帝奏を覽て涙を墮して曰はく、大紀糧盡き勢急なる時に當り、唯た國事民生を以て自ら任ず、古の名將と雖も、何を以てか之に加へんと、乃ち諸羅を改めて嘉義縣となし、大紀を義勇伯に封しぬ。己にして福康安、海蘭察連に賊を破りて嘉義城に抵り、勝に乗して賊を追撃し、遂に大里杙を擣けり、賊萬餘人夜來り攻め、清軍の前鋒千騎、邀へ撃つて之を盡殺し、遂に之を破れり、爽文家を携へて集浦に走り、その妻子をは生蕃社に匿し、自ら其の黨數十人と共に箬谷に逃れしが、後皆な擒せられぬ、是に於いて清軍更に師を南に移し、莊大田を撃ち追つて郎嶠に至り、終に之を擒にせり、臺地の騷亂こゝに全く平定に就くを得たり、後柴大紀、福康安の讒に逢うて誅せられしとぞ。

五、海賊蔡牽臺灣を劫す

高宗崩して仁宗我が光格の世となりては、頻年騒亂絶ゆることなく、白蓮教徒天主教の信の如きは、屢ば諸處に蜂起して、清廷の累をなせること少なからざりしか、當時亦福建近海に海賊出沒して、抄掠を擅にせしかは、時の浙江巡撫阮元は、提督李長庚を閩に遣り、大艦を造り、之を巨砲を鑄、以て之に備へしめしほとに、臺灣亦遂に其の餘波を蒙りぬ。 享和三年清嘉慶八●海賊蔡牽といふもの、潜みて定海に在り、長庚の追撃に遇うて、閩に逃れしかと、力竭き船壞れ復敵すへからざりしを以て、偽つて降を總督玉徳に納れ、其のひまに船を修め糧を貯へ、一朝帆を揚げて走り去りぬ、浙の兵之を追ひしかとも及はざりき、尋いて又之を温州に撃ちて大に之を敗りければ、蔡牽更に大艦巨櫓を造りて海上を横

行し、劫掠益す甚しく、其の勢殆ど寇船を睥睨するに至れり。

是に於いて遂に臺灣を犯し、米數千石を奪つて之を其の黨朱潰に分ち與へ、共に合して温州の總兵胡振聲を攻殺し、船八十餘隻を率ゐて閩に入りしか、又長庚の攻むるところとなり、僅に身を以て免かれぬ、これ實に文化元年清嘉慶九●の事なりき。

やかて叛賊の常とて、蔡朱兩人事を以て隙を生じ、牽の勢少しく衰へしかば、文化三年清嘉慶一●長庚提督たり福建又出て、牽を臺灣に攻めぬ、是より先き、牽大隊を合せて臺灣に據り、別に兵を洲仔尾に屯し、舟を鹿耳門に沈めて清軍の追撃に備へたるより、長庚攻めてこゝに至りしか、入ることを得ざりき、乃ち別將を遣り、澎湖の艦に乗し、進みて三千艘を攻め、千余人を擒にし、又之を柴頭港に破れり、總兵許松年、夜洲仔尾を焚きければ、牽返り救はんとしたるを、長庚の遮るところとなりて果さず、松

年遂に進んで之に感り、賊大に敗れぬ。

明日又陸上の賊を撃ちしに、牽さきに舟を鹿耳門に沈めて、自ら走路を絶ちければ、固人北仙を守りて出てさりけるを、やかて海潮俄に漲り來て、其の舟忽ち漂起したるより、こゝに一條の血路を開き得て、遂に鹿耳門より逃れ出てぬ、長庚追つて十餘艘を奪ひ、更に追窮して粵海に及べり、此の時朱漬已に許松年に殺され、其の弟渥出降り、牽の黨概ね潰散して、餘すところ僅に三艘にすぎざりき、是に於いて長庚自ら親軍を率ゐて之を攻め、殆ど牽を獲んとせしこと二たひに及ひけるが、不幸一小奴の狙撃するところとなりて斃れけり、全軍之を見て氣沮み、戦ふに及ばずして退き、牽よりて安南に遁るゝことを得たり。

こゝに長庚の副將に、王得祿といへるものあり、誓つて其の讐を報い、怨を齊さんことを期し、翌文化四年清嘉慶一七二二大舉して賊を定海の漁山

に攻め、大に之を敗り、牽自ら其の救ふへからざるを知りて、遂に其の船を焚き海に投して死せり、臺灣の邊海是に於いて復平かなり。

六、阿片の亂英人臺灣の近海を犯す

蔡賊の亂平きてより後三十餘年、清國阿片の亂起るや、臺灣亦其の影響を蒙ふりぬ、夷匪犯境録に據るに、道光二十二年即ち我が天保十三年(二五〇三)の條、左の記事あり。

正。月。十。三。日。 三桅の夷船及び杉板船あり、淡水彰化の交界なる大安港の外洋に在り、行きて口に入らむと欲しけるか、兵勇の衆多なるを見て進まず、復外洋に出てしを、暗礁の攔ふるところとなり、其の船欹側水に入りぬ、該處に埋伏せし兵勇、齊しく起りて火炮を施放し、力を奮つて攻撃せしかは、其の船遂に破れ、逆夷紛々水に落ちて死せし者

其の數を知らず。

八月一日 北路の鷄籠中港南路の小琉球等の外洋に夷船あり、遊奕す、當筋口を守る文武の各員機を相て防守し、倘し口門に進まば、即ち炮を開きて轟撃せんとせり。

八月五日 南洋の夷船一隻、將に口門に進まんとし、文武の兵勇等防守嚴密なるを見て、立どころに即ち竄駛北に去りぬ。

八月十六日 夷船口門に駛せ進み、二沙灣砲臺に對し發炮攻打せり、該參將邱鎮功手つから一炮を放ちしに、立どころに夷船の桅折れ、索斷ち、口外に退出するを見たるか、礁に觸れて擊碎し、夷人紛々水に落ちて死するもの無數○兵達洪阿の奏疏數通に英船の艦なり

然らば則ち此役英船の屢は臺灣近海に出沒して、其の守備を惱ませしこと知るへし、但た其の記事一に英人の敗を説くか如きは、素より信するに足らざるなり。

七、島津齊彬の遠謀臺灣を略せんとす

今を距る四十年、嘉永安政の間、薩南の雄藩に一英主を出せり、島津齊彬文化六年生れ、安政五年薨す、年五十、順聖公と諡す、明治二年從一位を贈らる即ち其の人なり。

嘉永安政、是實に我が國內外多難の秋にあらずや、而して幕府の施政は、徒に舊法に泥みて、英斷事を處するに勇なく、苟且偷安以て一時を糊塗せんとせり、此時に當りて毅然として開國進取の主義を取り、外國侵略の大計を畫せるもの、遠謀達識、眼宇内の大局を看破し、世界の趨勢を洞觀せるものにあらずんば、焉ぞ能く此の如きを得むや。

齊彬嘗て侍臣に謂つて曰はく、明末を助け、或は臺灣福州を收むるは、日本に外憂を防ぐの第一ならん、之を收めんこと我薩隅日の兵馬を以て

事飲かんや悲哉我に軍艦の準備なき故に心力を盡して軍備の修整を盡さるへからずと是に於いて先づ港を琉球に開きて貿易を英佛人に約し以て外人の西來を禦き又名を琉人に藉りて航通を清國に開き以て南方の經路を謀り特に臺灣の一部に碇泊場を設け從つて館舎を建て漸く侵犯の計を爲さむとせしか如き最も千古の卓見といふへきなり石室秘稿に

安政四年八月十九日二の丸御茶屋に於て臺灣の内に渡唐船碇泊場御取設の御趣意被爲在候御旨拜承仕候其御言に琉球の内先島の内與那國島入り表島等よりは天氣好き時は山影も見えると云ふ地圖を考ふるに天度も僅の間なれば果して其通ならむ島津登琉球在番の節先島の漂流人を殺したる趣届出たることありたり近地に其様暴惡なる所ありては甚妨あり兎角人道を教へ其害を除くの法を設

いべし就ては先づ初めに渡唐船の碇掛り場を定め往來毎に碇掛りし後々は家をも持へ絶えず在番人を置き土人を懐け人道を教ふる手順にすべし西洋人が牛皮一枚の地を買ひ漸次一國と押し弘めたる例もあり夫に倣ひ碇泊場の近地に上陸休息場の家を持へ追々取弘るときは遂には手廣の地を得るに至るべし然るときは先島人共など後々難に遭の憂もなく中山王は土地も弘まり且つ産物多く殊に砂糖の名産あれば琉球の益少々ならざるべし今通にては清國より全島の支配は逆も手の及ぶ限りにあらず遂には外國人の領地となり琉球又は日本の妨となるべし速く北方より手を付外國人に取占められざる様にするを肝要とす着琉の上は琉人に諭すには漂流人暴害に遭はざる取締の爲め渡唐船碇泊場を設け休息所等を取立よとの一事を以て内諭し清國政府へも其旨を届出する手順に取計

ふべし初めより手弘の見込ある趣申聞なは琉人の癖驚ひて苦情申立るは相違なし其邊の心得肝要なり臺灣は熱國にて南方は清國より役人も出張り開けたる由多くは明末の人なりと聞く西北の二方は未だ開けず暴惡の野人のみなりと島津登能く存じたり碇泊場は港の良惡次第なれども成べく先島に對する地を見合せ第一なりとの御沙汰被爲在候中右御内命の旨着琉の上攝政三司宿へ申諭候處異議なく御受仕來年(安政六己未年)冬渡唐船より福州道臺へ内意申立其上便利の一港を相定め候都合に取計度趣共申出候に付其段御届申上尙亦御指揮拜承仕度奉窺候處何分の御達も無之内に御凶報到來其儘に相成候

といへり齊彬の志を臺灣經略に用ゐしこと此の如し而して天之年を假さず事將に緒に就かんとして遂に成らす四十年後の今日人をい

て其の壯圖に驚かしむ惜い哉。

八、臺灣の土蕃屢は我か良民を害す

明治七年我か國征臺の師を起せり蓋し秀吉以後外征第一の舉たり抑も征韓の論一たび破れてより士氣内に鬱結し民心爲めに恟然として時に不逞の徒なきにあらず西邊屢は一揆の警あり佐賀遂に新平の亂を見るに至れり此の時に當つて銳を外に洩し力を他に轉するは蓋し策の得たるものと謂ふへし而して對外の思想は動かんとして遂に動かす空しく城山の露と化し熊本の烟と消えぬ嗚呼時未だ臻らざりしか。

是より先き明治四年十一月琉球人臺灣に漂到し土蕃の殘殺する所となるもの五十四人に及へり時の鹿兒島縣參事大山綱良書を上つて其

の狀を奏して曰はく、

大山綱良謹白、琉球國昔より本邦に服屬し、甚恭順を盡す、然れども其國遠く南海の中に在り、其俗固陋を免れず、皇朝一新の時に至ても、其風化及び難きを以て、今春縣下士族伊地知壯之丞其他二名に命じ、諭すに朝廷の意を以てし、陋習を變革せしむ、國王亦能く其意を奉躰し、日々開化に趣く、然るに琉球屬島宮古島人、去冬臺灣に漂流す、舟中六十人の中、別紙報告の如く暴殺さる、殘虐の罪愆くも容すべからず、因て今ま伊地知壯之丞に命じ、入朝して詳に其事を奏聞せしむ、伏て願はくは綱良 皇威に仗り、問罪の師を興し、彼を征せんと欲す、故に謹で軍艦を借り、直に彼が巢窟を指し、其渠魁を殲し、上には 皇威を海外に張り、下には島民の怨魂を慰せんと欲す、伏て願ふ、其乞を許されんことを、壬申七月二十八日、鹿兒島縣參事大山綱良頓首。

奏狀 天閣に達するや、外務卿副島種臣は、明治六年三月九日、爲めに清國派遣の命を蒙りぬ、勅語に曰はく、

朕聞ク臺灣島ノ生蕃數次我人民ヲ屠殺スト若シ棄テ問ハスンハ後患何ソ極ランヤ今爾種臣ヘ委スルニ全權ヲ以テス爾種臣其レ往テ之ヲ伸理シ以テ朕カ民ヲ保ンスルノ意ヲ副ヘヨ欽哉

かくて種臣は、直に龍驤筑波の二艦を率ゐて清國に至り、番人暴殺の事を議しけるか、渠答ふるに臺灣は化外の島、我の關するところにあらずるを以てせり、加ふるに此の際、小田縣の民四人備中國錢口郡柏崎村の船頭佐藤利八、水夫佐藤兵吉、同權吉、同次郎、小田縣よりと深津縣と稱せり、明治五年六月治所を備中國小田郡笠岡町に徙し、よりて小田縣と改稱し、備中國及ひ備後國、深津、安那、品治、蘆田、神石六郡を管せ、亦臺灣に漂到し、土蕃の劫掠に罹りし由、其の年七月二十日、上海の日本領事館に聞えしかは、こゝに始めて征蕃の議決しぬ。

臺灣土蕃の我が民を害せしこと、其の由來舊し、石室秘稿に「嘉永の初め、島津登琉球在番の初、八重山島の者、臺灣に漂流し、薪水食料を求めんと、土人居の地に至り、野蕃人の爲め暴殺せられ、僅三人辛じて近れ、歸りたることありし由、其者共の語に、蕃人居處に至りしに、琉人の警、數本壁に挿しあるを見たり」と、果して其前漂流し殺されたるならんとの趣、所謂清國政府所轄外生蕃地ならむと存せられ候と見え、又子爵曾我祐準の貴族院に於ける演說中に、與那國島の事を説きて、「此島ハ臺灣へハ僅六十海里、バカリノ所デアル、此島ニ昔カラノ口破ガアル臺灣人が曾テ襲來ツテ、此島ノ異女ヲ捕ヘテ食ツテ仕舞ツタ、ソレ故ニ今日デモ、此島ニハ一年ニ一度ハ祭ガアル、其時ニハ二尺餘ノ大キナ草鞋ヲ作ツテ、向フニ流シマス、斯フ云フニ尺餘モアル草鞋ヲ穿ク者ガ、此與那國島ニ居ルト見セ掛ケルノデ、ソレガ此島ノ海防策、夫ガ今ニ行レテ居ルト云フイデアリマス」貴族院速記録といへり、以て想ふべし。

九、西郷從道征臺の師を率ゐて長崎を發す

明治七年四月蕃地事務局を長崎西濱町元に置き、參議兼大藏卿大隈重信を以て其の長官となし、陸軍中將西郷從道を擧げて都督に任せり。

勅語に曰はく、

臺灣蕃地處分ニ付汝從道ニ命シ事務都督タラシム凡ソ陸海軍務ヨリ賞罰等ノ事ニ至ルマテ委スルニ全權ヲ以テス乃チ委任ノ條款ヲ遵奉シ匪勉從事其レ能ク成功ヲ奏セヨ

- 一 我國人ヲ暴殺セシ罪ヲ問ヒ相當ノ處分ヲ行フヘキ事
- 一 彼若シ其罪ニ服セサレハ臨機兵力ヲ以テ之ヲ討ツヘキ事
- 一 爾後我國人ノ彼地方ニ至ルノ時土人ノ暴害ニ罹ラサル様能ク防制ノ方法ヲ立ツヘキ事

又米人リセンドルを延きて其の謀議に與からしめ、リセンドル嘗て領事、署の清國に使用せり、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍とし、各之に勅語を賜へり。

臺灣蕃地處分ニ付陸軍中將西郷從道ニ命シテ事務都督タラシメ凡
 ソ陸海軍務ヨリ賞罰等ノ事ニ至ル迄委スルニ全權ヲ以テス汝則千城
 ニ參軍ヲ命ス其レ能ク帷幕ノ機謀ニ參シ凡ソ海軍ニ關スルノ事ハ
 厚ク都督ヲ輔翼シ速ニ成功ヲ奏セヨ
 又陸軍中佐佐久間左馬太同少佐福島九成を以て參謀に任じ、別に米人
 カピテインカッセル、リユートナントワツソンを延きて軍事を賛せし
 め、部署こゝに全く定まれり。
 かくて四月十八日從道有功、大有、北海ヨークンヤール英船、ニユーヨルク
 船の五艦、及び兵三千を率ゐて東京を發し、長崎に抵りて銳を養ひ、又壯
 兵八百餘人を鹿兒島に募り、將に發せんとせり、時會ま米國公使ヒンカ
 ム、局外中立の說を主張し、米船を用ゐる米人を傭使するを拒み、英國公使
 亦其の說に賛せしかば、廟議また爲めに動きぬ。

十九日朝廷權少内史金井之恭を長崎に遣り、その行を停め、以て後命を
 俟たしむ、都督之を肯せずして曰はく、我自ら蕃虜の巢窟を掃き、死して
 後に已まん、清國若し異議を挾まば、政府宜しく脱艦の賊徒を以て之に
 答ふへしと、即夜將士に令して發港の期を刻し、命して諸艦を離せしめ
 ぬ、參議大久保利通亦尋いて長崎に至る五月に及んで、共に事を議し、其
 の局遂に米人リセンドルの任を解き、英米二國の船を用ゐることを止
 め、別に船艦を購ひ以て發することゝなれり。五月六日利通リセンドル
 是より先き、福島九成カッセル、ワツソンと共に有功艦に乗して先づ厦
 門に至り、公信を閩浙總督に送り、日進、孟春、明光、三國、及び社寮米船
 六萬ドルの諸艦、前後拔錨臺灣に向ひ、都督以下亦五月十六日を
 以て、新艦高砂英船、ドルター英船、十萬に搭して、長崎を發し、その二十二日
 臺灣に着しぬ。

此の時政府は左の布告を發して、征臺の趣旨を公にせり。

明治四年十一月、琉球人民臺灣蕃地へ漂到シ、土人ノ爲メニ刼殺セラ
ル、者五十四名、同六年三月小田縣人民四名漂到シ、亦兇暴ノ所爲ニ
罹リ候事共有之、去歲全權大使清國ニ於テ此事談判ニ及ヒ置候、抑臺
灣島ノ儀我國ニ接近シ、往々漂流人モ有之、殊ニ方今我航海次第ニ盛
ナルノ際、向後我人民彼地方へ航スル者可有之、然ルニ前件ノ如キ所
爲屢有之ニ於テハ、甚以テ憂慮スヘキ事ニ候、依テ今般陸軍中將西郷
從道ヲ都督ニ任セラレ發向爲致、曩ニ我人民ヲ暴害セシ罪ヲ問ヒ、相
當ノ處分ヲナシ、且ハ後來我人民航海ノ安寧保護ハ爲メ、屹度取締ハ
道ヲ可相立御趣意ニ候條、此旨相達候事

明治七年五月十九日

太政大臣三條實美

一〇 木戸孝允獨り出征を不可とす

初め廟堂征臺の議興るや、參議兼文部卿木戸孝允獨り異議を懷きて朝
に上らす、書を諸公に寄せて其の不可なることを痛論せり、其の文に曰
はく、

臺灣ノ殘暴ヲ我琉球人ニ加ル、其無狀ナル固ヨリ問フニ師ヲ以テセ
サルヘカラス、朝鮮ノ交款ヲ我修好使ニ拒ム、其無禮ナル固ヨリ征ス
ルニ兵ヲ以テセサルヘカラス、二國ノ事一ニ我憤辱ニ歸スルモノ、豈
智者ノ辨說ヲ俟タンヤ、然リ而シテ民ニ内外本末ノ差アリ、事ニ前後
緩急ノ別アリ、國ヲ治ルノ義務ハ民ヲ撫スルヨリ急ナルハナシ、請フ
敢テ其義務ヲ言ハン、嚮ニ幕府政ヲ失ヒ百紛隨テ生ス、朝廷乃チ時變
ノ測ル可カラサルヲ察シ、大ニ國事ヲ釐革セント欲スルヲ以テ、斷然

兵ヲ擁シテ數世ノ權ヲ奪フ、當時我邦偃武ノ久キ、百姓枕ヲ高クスル
 茲ニ二百餘年、金鼓一度ヒ動クニ及ンテ、遠近驚惶、手足ヲ措ク所ヲ知
 ラズ、民敢テ朝廷ノ暴怒ヲ恨ル者ナク、姦雄因テ以テ起ラス、大盜因テ
 以テ出テズ、纔ニ戎衣ヲ脱シテ四方復安ク、初ヨリ兵禍ヲ經サルモノ
 、如シ、コレ豈他アランヤ、朝意唯斯民ヲ安スルニ在ルヲ以テ、其誠令
 セスシテ天下ヲ感孚スレハナリ、然ラバ則綏御益々其方ヲ盡サ、ル
 可カラスシテ維新以來五六年間、改制ノ趣キ、或ハ未タ其宜キニ適セ
 サルモノアリ、天下ノ處置ヲ失フモノ亦日ニ多シ、若シ朝廷力ヲ用キ
 テ之ヲ撫セスンハ、用兵ノ舉意ニ其義ヲ果サス、暴ヲ以テ暴ニ易ルノ
 跡ニ出ツ、焉ソ民ヲ安ンスルニ在ランヤ、内地ノ民心ヲ失フ或ハ是
 ヨリ始マラン、且前年内地ノ窮民ヲ蝦夷ニ移シ、其人ト共ニ地方ヲ開
 拓セシム、此地烈寒不毛ニシテ、動モスレハ又魯人ノ暴掠ニ困ム、内政

苟モ其餘裕ヲ得ハ、宜ク先ツ施テ其民ヲ保護スヘクシテ、力未タコ、
 ニ及フ能ハサルナリ、今乃チ又兵ヲ境外ニ動サハ、獨リ内地ノ民塗炭
 ノ怨ヲ累ヌルノミナラス、其北地ニアルモノハ皆相率キテ云ハント
 ス、我政府ハ北方寒地ノ事ニ從ヒ難キコトヲ憚リ、南方暖地ノ與ミシ
 易キニ偏依スト、苟モ政ヲ布テ其公平ヲ失フトキニ至リテハ、内外政
 府ヲ依信セサルノ端是ヨリ生セン、其レ又何ノ道ヲ以テ此民ヲ撫セ
 ンヤ、然レハ則國ヲ治ムルノ義務果シテ何クニカアル、請フ又ソノ方
 略ヲ言ハシ、我邦古來東海中ニ龍蟠ス、固ヨリ宜シク獨立ノ基ヲ鞏タ
 ム可クシテ、國歩未タ文明ニ進マサルモノ多ク、治効未タ富强ニ趨カ
 サルモノ少ナカラス、獨立ノ名アリテ獨立ノ實ナク、其歐亞諸洲ニ於
 ケル、頭ヲ延キ足ヲ跛ルノ域ヲ免カル、能ハサレハ、其相角セサル昭
 ヲトシテ明カナリ、是ヲ以テ今日凡百ノ治具細トナク、大トナク、悉ク

是ヲ外國ニ仰キ、經營多端、蕩費度ナシ、廩帑將ニ傾カントシテ需用未ダ洽カラス、重債外ニ償フナク、賦調内ニ加ルアレハ、朝廷自今ノ大感之ニ過ルハナシ、故ニ萬機ノ要亦之レ求ムルヲ俟タハ、唯節儉ヲ主トシ、財務ヲ經理スルヨリ急ナルハナシ、是朝廷未タ此地ノ民ヲ保護スル能ハサル所以ナリ、況ヤ二國ノ事ニ從フニ於テヤ、今若シ一度兵ヲ舉ケハ、行軍ノ資、滯陣ノ費、其計固ヨリ賫ラレカタク、其速ニ勝ツ善後ノ策ナク、其速ニ勝タザル持久ノ方ナク、勝敗共ニ其弊會計ヲ害スルヲ免レス、其レ亦何レノ日ヲ以テ國力ヲ養ハンヤ、然ハ則兵ヲ用ルノ方略果シテ安クニカ在ル、嗚呼國ヲ治メント欲シテソノ義務ヲ怠リ兵ヲ用キント欲シテ其方略ヲ失フ、國家ノ福ヲ求ムル所以ノモノヲ以テ、其禍ヲ速クニ足ル、其利害得失掌ヲ指スヨリモ明カナレハ、臺灣未タ向フ可ラス、朝鮮未タ征ス可ラサルナリ、抑モ朝鮮我ト一葦航

ノ境ニ在テ、自ラ其頑鈍ヲ守リ、隣交ヲ意トナサス、屢不遜ノ語ヲ以テ我國使ヲ斥クル、其狀ノ語ルヘキ縱令ヘ遽カニ兵ヲ用キシムルモ、亦未タ至當ノ處置ナクンハアルヘカラス、初メ諸侯ノ版籍ヲ奉還スルヤ、兵馬ノ權未タ全ク朝廷ヘ歸セス、朝廷空器ヲ擁シテ天下ニ臨ム、當時ノ議者或ハ天威ノ阻息センコトヲ恐ル、是ヲ以テ一時事ヲ朝鮮ニ託シ、幸ニ禁衛ノ兵ヲ募徵シ、以テ其武功ヲ試ミ、内亂ヲ抑制スルニ供セント欲ス、其意必スシモ朝鮮ヲ事トスルモノハ、恐ラクハ守株ノ見ヲ免カレサルナリ、臺灣ノ如キニ至リテハ、則固ヨリ東洋ノ一粟蠻夷、人殘ヲ好ム其性然リ、今我琉球人ヲ橫殺スルヲ以テ、遽ニ伐テ之ヲ殲スモ、亦豈以テ國威ヲ表スルニ足ランヤ、且夫レ琉球我ニ内附スト雖モ、其意半ハ清國ニアリ、嘗テ聞ク其國ノ人我ニ對スノ言ニ、日本ニ父トシ、事ヘ、清國ニ母トシ、事フト云ヘリ、意フニ其清國ニ對スルニ及ン

テハ、亦將ニ必ス言ハントス、清國ニ父トシ事ヘ、日本ニ母トシ事フト、其兩端ヲ持スルモノ、固ヨリ弱國ノ常情ナリト雖モ、我ノ其人ヲ見ル、内地ノ民ト自ラ緩急ノ別ナキ能ハス、内國ハ本ナリ、外屬ハ末ナリ、本ヲ後ニシ、末ヲ先ニスルハ、決シテ策ノ得タルモノニ非ルナリ、仰キ願クハ、内外本末ノ差ヲ明ニシ、先後緩急ノ別ヲ誤ラス、首トシテ我民ヲ撫テ我力ヲ養ヒ、義務ヲ怠ラス、方略ヲ失ハス、名正フシテ言順ヒ、然ル後、徐々ニ二國ヲ圖ラハ、事數年ノ後ニ在リト雖モ、誰カ之ヲ遅シトセンヤ、謹テ議ス。

沈着の見、眞摯の言、楚々人を動かすものあり、所謂天下の棟梁たるに愧ぢず、然れども言遂に廟議と合はさりき。

傳へ言ふ、當時非戰論者の憂へしところは他なし、我師を出して臺灣を征討するときは、渠清國の怒に觸れ、清軍大舉して我か軍を襲撃し、日本

臺灣間の海路を中斷せむこと必然なり、然らば則ち八千の我か軍は悉く臺灣島裡の鬼たらむといふに在りきと、蓋し亦杞憂たるを免かれさりしなり。

一一、孝允職を辭し薩長分裂す

孝允乃ち四月十七日を以て、書を太政大臣三條實美に贈り、職を辭せんことを請うて曰はく、

明治七年四月十七日、參議兼内務文部卿木戸孝允、謹デ太政大臣三條公殿下ニ表啓ス、臣去年歐洲ヨリ歸朝ノ後、卒然危篤ノ病ヲ得テ、幾ント人世ノ物ニ非ズ、聖明ノ靈ニ依テ、輒ク死セザルヲ得ルト雖モ、意色形氣未ダ人ニ比スベカラズ、願フニ去秋以來、朝野無數ノ大患ヲ生ジ、廟堂霄旰ノ時ニ當リ、漠然安ヲ事外ニ養フニ忍ビズ、病中猶ホ内閣ノ

員ニ備ハリ、春來又二省ノ任ヲ兼ヌ、國ニ於テ尺寸ノ効ナシト雖モ、臣
 カ心ニ於テ亦己ニ盡セリ、今九州ノ事已ニ定マレリ、臣以テ疾ヲ養ヒ
 姑ク蒲柳ノ質ヲ調護スルヲ得テ、或ハ以テ他日ノ涓埃ヲ圖ルヘシ、願
 クハ殿下臣ノ衷情ヲ察シ、在身ノ職務ヲ解キ、以テ少シク臣子ノ心ヲ
 遂ケシメバ、感激何ゾ言フ可ケンヤ、且ツ臣敢テ安ンゼザル所アリ、近
 日臺灣ノ事、臣カ議内閣諸公ト合ハズ、前日諸公ノ前ニ抗言シ、既ニ其
 底蘊ヲ盡セリ、今廟議已ニ決シ、海陸ノ軍既ニ發スト聞ケリ、復何ヲカ
 言ハンヤ、臣敢テ前議ヲ固執シ以テ廟堂ノ謨ヲ阻スルニ非ズ、深ク惟
 フニ、國ハ人民ニ因テ立ツノ名、政府ハ人民ヲ安ンスルノ稱ナリ、故ニ
 政府ノ事ヲ施ス、必ズ人民ヲ以テ歸ト爲ス、人民政府ノ保護ヲ得、智以
 テ富ヲ致シ、力以テ強ヲ致スニ足テ、而シテ後ニ國ノ權利始メテ立ツ
 ベシ、蓋シ大政一新ノ故ヲ推スニ、朝旨固ヨリ安民ニ外ナラズ、故ニ時

ノ困難ヲ排シテ數百年ノ牢習ヲ破リ、封建專制拘束ノ政ヲ弛メ、郡縣
 自由寛平ノ治ヲ興シ、舊ヲ革メ新ヲ創ムル皆人民ノ蘇息ヲ欲スルニ
 過キズ、而シテ變革ノ際、施行或ハ輕進ニ過キ、其適度ヲ失シ、人民保安
 ノ道ト相背馳シ、政府ハ自ラ政府、人民ハ自ラ人民タルノ患ナキニ非
 ズ。朝鮮臺灣ノ議起ルニ及テ、臣謹テ下問ニ奉答シ、政府ノ義務、用兵ノ
 方畧、兩ナカラ其宜シキヲ得サルヲ論ズ、已ニシテ廟堂征韓ノ議ヲ止
 メ、新ニ内務省ヲ興シ、天下ヲシテ隕然朝旨ノ在ル所ヲ知ラシム、不幸
 ニシテ九州ノ變起リ、干戈俄ニ邦内ニ動ク、是レ亦征韓ノ論ノ其禍ヲ
 ナス者ナリ、變亂僅ニ定マリ、未タ幾日ナラズ、臺灣ノ事又起ル夫レ國
 威ヲ海外ニ張リ、版圖ヲ異域ニ關ク、國人ノ情ニ於テ豈之ヲ喜バザラ
 シヤ、臣悞弱ナリト雖モ、快ヲ一身ノ上ニ取ラバ、亦將ニ鼓舞ハ下ニ踴
 躍シ、砲石ノ間ニ奮迅セントス、誠ニ思フ政府ノ務メ、必ズ人民ヨリ起

ル、而ノ本末内外ノ辨アリ、緩急先後ノ序アリ、今國內三千萬ノ人民未
 タ大ニ政府ノ保護ヲ被ラズ、蒙昧貧窮ノ人權利ヲ持スルヲ得ズ、國ノ
 國タル未ダ知ル可カラズ、而シテ政府人民ヲ保護スル所以ノ具モ用
 度ノ欠ルヲ以テ、常ニ備フル能ハズ、臣カ職トスル内務文部ノ事ヲ
 以テスルニ、朝廷ノ人民ヲ教育スル所以ノモノ、或ハ先時封建ノ日ニ
 及バザル者アリ、人民ノ新政ヲ疑フ未タ其故ナキニ非ズ、且嚮ニ政府
 使ヲ内國ニ巡ラシ、守令ニ諭スニ、人民保護ノ旨ヲ以テス、守令之ヲ奉
 シテ以テ人民ニ示ス、僅ニ數閱月、内國ノ政未タ一端ヲ舉ケス、而シテ
 外征ノ師俄カニ興ル、天下ノ守令何ヲ以テ朝旨ノ在ル所ヲ信センヤ、
 一新以來、士民叛亂年トシテ之ナキハナシ、苟モ政府ノ義務ニ於テ盡
 サザル所アラバ、之ヲ朝廷措置ノ失ヨリ起ルト云ハザルヲ得ズ、是ノ
 如クニシテ底止スル所ナク、内外緩急ノ序益亂ルレバ、天下ノ心將ニ

渙然解散セントス、臣實ニ恐ル、朝廷ノ憂タル者、唯外藩ノ民殘暴ヲ被
 ルカ如クニ止ラザル也、臣誠ニ過憂前讖ヲ申陳シ以テ諍ヘリ、今朝廷
 臣カ言ヲ用ヒズ、外征ノ將士既ニ發セリ、然レモ天下ノ事利アリ害ア
 リ、未タ一ヲ執テ論ズベカラザレバ、則チ臣カ言果シテ是ナルカ、廷議
 果シテ是ナルカ、事後久遠ニ非ラザレバ之ヲ定ムベカラズ、故ニ臣敢
 テ臣ガ言ヲ用ヒラレサルヲ以テ、怨恨不平スル所アルニ非ズ、但内閣
 ハ天下政令ノ出ル所、今臣敢テ政府ノ議ニ雷同セズ、若シ臣ヲシテ猶
 ホ此ニ居ラシメバ、其勢將ニ終ニ欺心ノ言ヲ出シ、非赤ノ事ヲ推シテ、
 以テ天下ニ施シ、天下ヲ率キテ臣カ心ノ安ンセザル所ニ誘勸奮起セ
 シメントス、是ノ如キモノハ臣ノ誠ニ安ンセザル所ナリ、縱令臣安ン
 シテ之ヲ爲スモ、天下ハ大政府ニシテ欺心ノ大臣アラシメバ、朝廷何
 チ以テ臣ヲ保全セン、臣何チ以テ朝廷ノ人民ニ對シ、天下後世ニ對セ

ンヤ、是臣縱令病ナシト雖、亦必ズ職ヲ辭セントス、況ヤ病苦身ニ在リ、一身ノ事自ラ主タルヲ能ハザルヲヤ、然リト雖、臣實ニ政府ヲ怨懟シ、一毫不平ノ心アルニ非ズ、天地神明昭然鑑臨ス、唯内閣議政省卿施政ノ地ニ在ルハ、臣ノ敢テ安ンゼザル所ナリ、臣ヲシテ命ヲ奉シ事ニ就クノ列ニ在ラシメバ、縱令私ノ喜バザル者ト雖、臣朝命ノ然ラシムル所、征戰ノ危、行役ノ苦、艱難ノ事、臣病アリト雖、臣決シテ敢テ辭避セザルナリ、古ニ云フ忠臣ハ身ヲ潔フシテ以テ名ヲ求メズト、臣身ヲ潔フスルニ非ズ、名ヲ求ムルニ非ズ、仰キ願クハ殿下臣カ微誠ヲ諒シ、臣ノ官職ヲ免シ臣ヲシテ病ヲ養フヲ得セシメバ幸甚シ、臣孝允誠惶表啓ス

と四月二十七日其の内務卿事務兼理を罷め、五月十三日又其の現官を免し、宮内省出仕に補せられぬ、乃ち暇を乞うて山口に歸休せり。

是に於いて長州出身の武官陸軍少將山田顯義、同鳥尾小彌太、同三浦梧樓等は、相率ゐて朝を去り、天下紛然として其の歸する所を知らざりしか、參議大久保利通別に見るところあり、遂に出征に決しぬ、是を以て我が政府は遂に薩長の分裂を見るに至れり、亦これ廟堂の一波瀾といふべし。

一一一、我が軍一擧して醜蕃を降す

臺灣の生蕃十八部落より成る、各酋長あり、就中牡丹社といふもの最も慍悍戰を好み、矯捷猿の如し、我が兵來り陣するをきくや、屢ば出て、之を惱まし、爲めに狙撃せらるゝものありしかは、乃ち五月二十二日を以て石門の天險を攻め、撃つて之を走らし、牡丹酋長父子以下十二人を殺せり、此の時又都督一行の來着するに會せしかは、土蕃風を望んで降を軍門に請ふもの陸續相踵けり、都督輒ち之を容れ、恩威を以て綏撫せし

かども、獨り牡丹社尙ほ頑然我に抗して止まさりければ、六月一日更に大舉して三道分かち進み、谷干城は風港口よりし、佐久間左馬太は石門口よりし、赤松則良は竹社口よりし、共に牡丹社を合撃して、其の巢窟を燒き之を走らせり、四日諸軍牙營に還り、榛莽を闢き兵營を設け、以て久屯の計を爲し、か七月一日に至りて諸蕃悉く出て降り、蕃地始めて平きぬ。

一三、清國猝に異議を唱ふ

是より先き六月廿一日、清使軍艦二隻を率ゐて臺灣に來り、我を詰りて曰はく、臺灣全土舉げて清國の所屬たり、日本漫に之に據るは何ぞやと、都督其の表裏反覆、前言を食むことを責め、辨論數回の後、遂に左の三條を約せり。

一 征臺の役日本一切の軍費は、清國政府これを償却すへし。

一 清國政府嚴に臺灣を制馭し、將來決して外人に寇せしむへからず。一 前條の約議決定せば、則ち日本在臺の軍を撤すへし。

然れども清使一たび臺灣を去つて、復何等の音容なかりき、畢竟一時の遁辭に過ぎさりしなり。

此の時に當りて、我が政府は別に全權公使柳原前光を清國に遣り、告ぐるに我が征臺の意を以てせしめしかども、彼有司頗る異議を挾み、敢て我に服せさりしかは、遂に兩國交兵の勢ありき。

時已に七月、我が將士の臺灣に屯在するもの多くは熱を憂へ、斃るゝ者凡そ六百餘人に及へり、天皇之を憫み、侍從及び侍醫を遣り、以て其の勞苦を慰し、後新に兵を遣り、病者を送り歸さしめぬ、病毒の慘却つて、戦争の慘に過ぐ、古今の憂こゝに在り、畏れざるへけむや。

一四、日清和將に破れむとして和遂に成る

八月一日參議大久保利通全權辦理大臣として清國派遣の命を蒙りぬ、蓋し其の自ら請ふ所といふ、陸軍大佐福原和勝、三等議官高崎正風、租稅助吉原重俊、權少內史金井之恭、內務省七等出仕池田寬治、司法省七等出仕名村泰藏、開拓使七等出仕小牧昌業、陸軍中尉關定暉、坂本常光等之に隨行し、佛人ボアソナード亦從つて大臣の顧問となり、月の六日東京を發し、十六日長崎を解纜し、十九日上海に着し、九月一日を以て天津に達せしに、其の明日我か特例辨務使リセンドル亦上海より來り會し、十日共に北京に着せり。

十四日公使柳原前光と共に總理衙門に至り、和碩恭親王、軍機大臣協辦大學士吏部尙書寶均、金、軍機大臣大學士文祥等と會同し、臺灣蕃地の所

屬を論せしか、各其の説を執りて屈せず、爾後反覆論難、月を越へて尙ほ決せざりき。

此の際我か政府は、明かに其の意向を公にして曰はく、

本年^{五月}第六十五號達書即ち明治七年五月十九日の布臺灣蕃地問罪ノ儀、五月廿二日都督西郷從道蕃地へ到着、其數日前參軍既ニ入蕃、水陸巡查ノ間、卒然蕃人ヨリ發砲狙撃ス、故ニ再度進撃シ破之、十八社ノ酋長相踵テ降服シ、全蕃殆ント平定ス、尋テ向來防制ノ方法可相設順序ニ立到候折柄、清國政府異議主張候ニ付、同國駐劄特命全權公使柳原前光ヲシテ、同國政府へ照會セシメ、往復辨論ヲ重子、尙

特旨ヲ以テ參議大久保利通ヲ全權辦理大臣ニ任シ、同國へ被差遣候、談判上固リ平穩ヲ期シ、交和ヲ保全スルノ御趣旨ニ候得共、將來ノ都合ニ因リ、事不得止ニ出ル時ハ、臨機ノ變ニ應スルノ設備相成候間、向

後彼國派遣ノ我全權使臣等ヨリ談判ノ結局ニ因リ更ニ何分ノ御沙汰可被 仰出候條此旨相達候事

明治七年九月廿八日

太政大臣三條實美

談判の結局果して如何西滄海を望めは密雲空を壓して天候極めて險なり陰か晴か風雨かはた電雷か。

十月二十三日は即ち其の最終の會合日なりしか議竟に諧はさりき大臣案を打つて起ち公使袂を拂つて去りぬ將に其の二十六日を以て我が公使館を撤し共に歸朝せんとせり是に於いて兩國の和親は破れたる戰機は愈よ迫り來れり。

英國公使ウエード之を聞きて深く兩國の不和を憂へ間に居りて調停甚た力めしかは清國遂に我が征臺を以て義舉となし被害難民撫卹銀として十萬兩臺灣修道建房費として四十萬兩を償ひ島民を約束して

害を航客に加へざるへきことを約し其の三十一日を以て條款憑單を交換するに至れり是に於いて和議漸く成り復雍々熙々の天地を見ることを得たり。

○互換條款

大日本全權辦理大臣參議兼內務卿大久保

理藩院右侍郎成

工部尚書崇

戶部尚書董

軍機大臣協辦大學士吏部尚書寶

和碩恭親王

軍機大臣大學士管理工部事務文

吏部尚書毛

軍機大臣兵部尚書沈

頭品頂戴兵部左侍郎崇

大清欽命總理各國事務

三品頂戴通政使司副使夏

條款ヲ會議シ互ヒニ辦法ノ文據ヲ立ル爲メノ事照シ得タリ各國人民應サニ保護ノ害ヲ受ルヲ致サ、ルヘキノ處有レハ應サニ各國由リ自カラ法ヲ設ケ保全ヲ行フベシ何國ニ在テ事有ルガ如キハ應サニ何國由リ自ラ查辨ヲ行フベシ玆ニ臺灣生蕃曾テ日本國ノ屬民等ヲ將^ツテ安リニ害ヲ加フルヲ爲スヲ以テ日本國ノ本意ハ該蕃^ソヲ是レ問フガ爲メ遂ニ兵ヲ遣リ彼ニ往キ該^ソ生蕃等ニ向ヒ詰責ヲナセリ今清國ト兵ヲ退キ並ヒニ後ヲ善クスル辦法ヲ議明シ三條ヲ後ニ開列ス

一日本國此次辨スル所ハ原ト民ヲ保ツ義舉ノ爲メニ見テ起ス清國指テ以テ不是ト爲サス

二前次有ル所ノ害ニ遇フ難民之家ハ清國定テ撫卹銀兩ヲ給スヘ

シ日本有ル所ノ該處ニ在テ道ヲ修メ房ヲ建ル等件ハ清國留メテ自ラ用ユルヲ願ヒ先ツ籌補^{ハカリテキナフ}ヲ議定スルヲ行ニ銀兩ハ別ニ議辨スルノ據有リ

三有ル所ノ此ノ事ニツキ兩國一切來往ノ公文ハ彼此撤回ノ註銷シ永ク爲メニ論ヲ罷ム該處^ソノ生蕃ニ至ツテハ清國自カラ宜ク法ヲ設ケ妥ク約束ヲ爲スヘシ以テ永ク航客ヲ保シ再ヒ兇害ヲ受ケシム能ハザルヲ期ス

明治七年十月 日

大日本欽差全權大臣 柳原 押加

同治十三年九月 日

○互換憑單

大日本全權辦理大臣參議兼內務卿大久保

大清欽命總理內國事務

理藩院 右侍郎 成
 工部 尚書 崇
 戶部 尚書 董
 軍機大臣協辦大學士吏部尚書 寶
 和碩 恭親王
 軍機大臣大學士管理工部事務 文
 吏部 尚書 毛
 軍機大臣兵部尚書 沈
 頭品頂戴兵部左侍郎 崇
 三品頂戴通政使司副使 夏

憑單ヲ會議スル爲メノ事臺灣ノ一事現在業ニ英國威大臣兩國ト
 同ニ議明シ並ニ本日互ニ辨法文據ヲ立ツルヲ經タリ
 日本國從前害ヲ被ムル難民之家清國先ツ撫卹銀十萬兩ヲ給ス又
 日本兵ヲ退クヤ臺地ニ在テ有ル所ノ道ヲ修メ房ヲ建ツル等件清

國留メテ自カラ用ユルヲ願ヒ費銀四十萬兩ヲ給ス亦タ議定ヲ
 經テ

日本國 明治七年十一月二十日ニ於テ

日本國 全數付給スルヲ准ス均ク期ヲ愆ツテ得ス

日本國兵未ダ全數退キ盡スヲ經サルノ時ハ清國銀兩モ亦タ全數
 付給セズ此ヲ立テ據ト爲シ彼此各々一紙ヲ執テ存照ス

明治七年 十月 花押日

大日本欽差全權大臣柳原 加花押

同治十三年九月

一五、利通償金を清國に還附せんとす

當時此の條約の始めて成るや、利通先づ其の使命の完結を本國政府に

具申し、別に書を我が在廷の某公に寄せて、宇内の大勢及び日清兩國の關係を論じ、直に償金四十萬兩を清國に還附せんことを欲せり、其の書にいはいはく、

清國カ今回ノ征伐ヲ日本ノ戰爭ト認メタル上ハ、是ニテ某ノ使命終レリ、而シテ彼ヨリ四十萬テールノ償金ヲ出ストノコトナルガ、此金額ノ使方ニヨリテハ、皇國ノ榮辱ニ關スベシト愚考ス。

野蠻ノ暴民ヲ懲ラシテ世界交通ノ安寧ヲ圖ルハ國ノ公義ナリ、臺灣ノ事ハ清國ノ不取締ニヨルト雖モ、我ノ征討ハ元ト公義ニ出ヅ、サレバ今日ノ役ニ從ヘル將卒ヲ撫恤賞勵セバ、其餘ノ入費ハ我國負擔シテ然ルベシ。

因テ四十萬テールノ中十萬テールヲ受取り、餘ハ清國ニ返還スルヲ得策トス、往時下ノ關償金ノ事、英國ハ頗ニ其完済ヲ我ニ催促シタル

事アリ、某彼ノ卑屈ヲ辱シメンタメニ、悉ク一時ニ拂ヒタリ、米國ハ流石ニ高義ノ國ナレバ、其下院ニテ右償金ヲ日本ニ返還スヘシト發議スル由ナルガ、未タ何等ノ沙汰モナキ今日ニ、我國ハ各國ニ率先シテ、此全額ヲ清國ニ返還セバ、國家ノ高義ニ於テ立派ナルハ勿論、一ニハ清國ノ情誼ヲ全シ、益々進ンテ義舉ノ眞面目ヲ世界ニ輝スベシ、此儀然ルベク御同意ノ上、其筋へ御取計ヒアリタシ云々

其の見るどころ實に尋常に卓越せり、而して其の策遂に行はされざりしは惜むべきの至りなりし。

一六、利通京に歸り復命す

和既に成り、十一月一日我が大臣一行、北京を發し通州を下りぬ、舟中利通一詩を賦して曰く、

奉勅單航向北京、黑烟堆裏、蹴波行、和成、忽下、通川水、閑臥、蓬窓、夢自平。當時の得意思ふへし、遂に李鴻章を天津に見て共に懇懇を通し、月の十一日、上海より神奈川艦に搭して臺灣に至り、西郷從道と撤兵の事を議し、二十六日を以て京に歸れり、都鄙歡呼頌聲雷の如し、翌日、天皇太政官に臨まる、利通復命して曰はく、臣使命の重を蒙り、清國諸大臣と往復會議す、中間決歸の意なきに非ず、願ふに、陛下友邦の信義を重し、臣に命するに此大任を以てする者、蓋其爭議結局を欲す、如し議協はすして歸る、是聖意に背くなり、是を以て隱忍發せず、五旬を経て僅に能く事を了す、夫れ和戰者國家の大事、寧ろ容易に之を決すへけん、且清廷も亦専ら和好を主とす、故に議合はすと雖も、蕃地統屬の論に過ぎず、而して討蕃の舉、其爲さんと欲する所の者も亦已に畢れり、則我固より開戰の名義なし、此臣の遽に戰に決せざる所以なり、彼れ口を和好に藉り、我の速

に兵を撤するを欲す、而して將來の處分を已に任ず、此即其駐清公使と往復する所のもの、臣之に繼ぐ遽に償金の機を説くなし、故に問題二條を設け、其をして公道正理に服し、自ら償辨の語を發せしめんと欲す、此臣の遽に和に決せざる所以なり、是を以て筆秃し舌焦る、猶十分の効を奏する能はず、深く聖旨に戻る有り、唯陛下其罪を裁せよと、天皇勅して其の國權を全くし、交誼を篤くせることを嘉し給ひ、數日を経て内旨一萬圓を下し賜へり、公の如きは誠によく使命を辱しめざる者といふへし、木戸孝允其の徳を頌する辭に曰はく、

日支葛藤ノ事タルヤ、信ニ邦家ノ大事、某カ日夜憂懼シテ殆ント寢食ヲ安ンセサル所ナリ、而ソ今ヤ圖ラズモ兩國ノ風波激セス、平穩ニ其跡ヲ歛ム、是レ寔ニ足下ノ賜ナリ、其功ノ大且ツ偉ナル、決シテ後世ニ垂レテ朽没セサルヘシ、某先ツ三千有餘萬ノ公衆ニ代リテ其功勞ヲ

謝スルモノナリ。

一七、我が軍東京に凱旋す

是より先き福原和勝等先つ歸朝し、具にろの談判終始の狀を奏せしかは、十一月十二日 天皇特に侍從長東久世通禧を臺灣に遣し、都督に諭すに凱旋の事を以てせらる。勅に曰はく、

朕向キニ汝從道ニ命シ都督トシ兵ヲ率ヒテ罪ヲ蕃地ニ問ハシメ三條ヲ勅シ十款ヲ諭ス汝遵奉解ラス克ク其功ヲ奏ス然ルニ清國異議ヲ其間ニ生シ事數月ニ彌ル今ヤ全權辨理大臣大久保利通等全國政府ト互ニ條款ヲ換へ彼已ニ我義舉ヲ認メ以テ我兵ヲ撤シ更ニ好和ヲ全フスルニ至ル乃チ汝ヲシテ全軍ヲ將テ凱旋セシム汝其此旨ヲ奉セヨ

十二月二十七日、從道乃ち旨を奉して師を班しぬ。

本日太政大臣蕃地事務局長官爲迎横濱へ出張陸軍省ヨリモ爲迎傳令使二名同所へ出張ス(前廿六日蕃地事務局并式部寮官員諸事取扱トシテ同所へ出張)都督着艦ノ時式部頭等艦中ニ至リ尋問ス都督以下小蒸藻船(豫メ其乗用ニ設置ス)ニテ上陸波戸場ヨリ馬車(馬車二輛前廿六日正院ヨリ之ヲ差回ス)ニテ休所(即チ大藏省出張所)へ着同所ニ於テ酒饌ヲ賜フ(但參軍參謀並尉官相當以上及ヒ出迎ノ三職諸省卿輔へモ賜フ)休所ヨリ「ステーション」へ着ノ上都督一同大臣以下別仕立ノ豫車ニ乘リ新橋ステーションへ着同所休所ニテ暫時休憩(休所ハ式部寮ヨリ之ヲ豫設ス)同所ニハ陸軍省ヨリ傳令使一名爲迎出張又儀仗隊整列ス(儀仗隊ハ騎兵ニ小隊ニシテ中尉之ヲ指揮ス)騎臺ノ將官モ自ラ同所ニ出迎ス近衛兵並在京騎臺兵ハ悉皆出迎トシテ都督ノ通路適宜ノ地ニ整列シ都督通行ノ節指揮官令シテ肩銃ヲ爲サシメ喇叭「ラッヘル」ヲ吹奏シ軍旗亦禮式ヲ行ヒ將校ハ上長官ノミ劍ヲ以テ禮ヲ爲ス都督馬車ニテ直ニ官代ニ詣リ(其道筋ハ巡查警固ス)正院 臨御ノ御門ヨリ乗車ノ儘前庭ニ於テ下車ス 聖上正廳ノ階上ニ於テ都督ヲ迎へ給ヒ(但階上右ノ方へ大臣參議内外史一員ツ、宮内卿侍從式部官員等列ス)率テ内閣へ 入御 御對面左ノ 勅語アリ

汝從道嚮キニ都督ノ命ヲ奉シテ蕃地ニ入ルヤ不日ニシテ兇魁ヲ
誅シ諸蕃相踵テ降附セシム是一二汝ノ艱難ヲ冒シ身力ヲ竭スニ
由ル朕深ク之ヲ嘉尙ス

畢テ 入御都督休所ニ退ク
聖上更ニ 出御都督ヲ召シ復命ヲ 聞食サル(但大臣參議外務内務大藏陸
海軍卿班列ス)次ニ參軍參謀陸軍會計監督へ 御對面 勅語アリ(勅語畧之)
畢テ入御都督以下ニ御祝酒ヲ賜フ右畢テ都督御玄關ヨリ退出儀仗隊之ヲ
護衛シテ其邸ニ至ル(但其道筋ハ巡查之ヲ警固ス) (太政官日誌)

この役出兵の數三千六百五十八人、將校士官七百八十一人、軍屬百七十二
人、軍艦五隻、運送船十三隻、國屬船英佛各一、外而して死者五百七十三人、
戰死六十二人、病死 傷者十七人、征討の諸費は則ち三百六十一萬八千五十
九圓餘にして、之に船舶購入代金等を合算すれば、殆ど七百七十一萬餘
圓に上るといふ。

一八、義勇奉公は日本人の天性なり

初め清國の異議を唱ふるや、朝鮮舉つて其の非理を憤り、竊に開戰の機
あらむことを期せり、然れども時方に國事多端の折なりければ、皇^上
首^として^宮廷^の用^を節^せし^め給^ひ、官^亦務^めて^施政^の費^を省^き、不^急の^土
木^を戒^め、以^て萬^一に^備へ^ぬ。

院 省 使 府 縣

御一新以來國事多端御費用モ打續候處此節非常ノ事アルニ際シ 聖上ニ
モ宮中御用度ヲ始ノ格別御減省被遊候 思召ニ候條各屬ニ於テモ篤ク
御旨意ヲ奉體シ精々盡力可致此旨相達候事
但本年八月第百六號ヲ以テ節儉ノ方法取調至急可伺出其旨相達候處
于今不差出向モ有之差支候條迅速取調可差出候事
明治七年九月四日 太政大臣三條實美

院 省 使

國事多端莫大ノ經費ヲ要候ニ付本年第百六號ヲ以相達候次第モ有之候ニ

付テハ右前後許可ノ分ニテ焦眉ノ急ニ出テ無餘儀土木ヲ興シ候共精々費用節畧候様厚可致注意其他未々着手不致工業費ハ一ト先大蔵省へ至急可致納付此旨相達候事

明治七年九月十日

太政大臣三條實美

是に於いて上は皇族より、下は民庶に至るまで、或は資を獻して役を助けんことを請ひ、或は身を挺んで、軍に従はむことを請ふもの、項背相望むに至れり、和成るに及んで、皆な旨を下して之を賞せらる。蓋し國人の義勇に富み、奉公に篤きは、その至誠に出づ。國光の日に揚る良に以るかな。

官 内 省

臺灣蕃地處分ノ末清國政府異議主張候ニ付參議大久保利通ヲ全權辦理大臣トシテ彼國へ派遣シ談判セシメ候處桂官靜寬院官開院官時勢ノ容易ナラサルヲ察シ這般ノ費用トシテ納金被致度旨被願出已ニ及奏聞置候然處同國ニテ我征蕃ノ義舉タルヲ認メ互ニ條款ヲ換ヘ訂約相濟候ニ付テハ最早不及其儀候得共前條國家有事ノ際ニ當リ深ク 聖旨ヲ體セラレ候段神

妙ニ被 思召候旨更ニ被

明治七年十一月十五日

仰出候條此旨可相達事

太政大臣三條實美

院 省 使 廳 府 縣

臺灣蕃地處分ノ末清國政府異議主張候ニ付參議大久保利通ヲ全權辦理大臣トシテ彼國へ派遣シ談判セシメ候處時勢ノ容易ナラサルヲ察シ軍資ノタメ或ハ官給ヲ納メ或ハ家祿ヲ奉還シ或ハ生計ノ餘資ヲ獻シ度旨陸續願出候者有之已ニ及奏聞置候然所同國ニテ我征蕃ノ義舉タルヲ認メ互ニ條款ヲ換ヘ訂約相濟候ニ付テハ最早其儀不及候得共前條國家有事ノ際ニ當リ各愛國心ニ依リ奮テ報効致度段奇特ニ被 思召候旨被 仰出候條此旨可相達事

明治七年十一月十八日

太政大臣三條實美

陸 軍 省

臺灣蕃地處分ノ末清國政府異議主張候ニ付參議大久保利通ヲ全權辦理大臣トシテ彼國へ派遣シ談判セシメ候處各府縣下ニ於テ時勢ノ容易ナラサルヲ察シ自然開衅ノ日ニ至テハ從軍致度旨陸續願出候者有之已ニ及奏聞置候然處同國ニテ我征蕃ノ義舉タルヲ認メ互ニ條款ヲ換ヘ訂約相濟候ニ付テハ最早不及其儀候得共前條國家有事之際ニ當リ各愛國心ニ依リ身命ヲ抛テ奮テ報効イタシ度段奇特ニ被 思召候旨被 仰出候條此旨夫々へ可相達事

明治七年十一月十八日

太政大臣三條實美

一九、佛軍東京を占領し安南佛の保護を受く

こゝに又佛國か其の銳利なる眼光を東邦の經畧に向けたるは、由來已に久しと雖も、其の安南の國政に干涉するに至りしは、實に我か光格天皇天明年間隆高宗乾を以て始とす、爾後安南屢は耶蘇教徒を虐殺し、佛人亦其の禍に遭へること數次に及ひ、加ふるに當時佛國は、恰もクリミア戰爭の局を結ひたる折なれば、安政六年西一八五九佛國は、西班牙と共に柴棍を掠奪し、又漸く其の近隣を畧して、鎮邊又邊和嘉定、定祥の三州を取り、以て他日後印度蠶食の素地と爲せり。

後明治十五年西一八八二時の大統領グレヴキーは、閣議にフエリ内安南王か明治七年西一八七四の柴棍條約同年三月十五日佛安條約二十二年を締結し、安南國王の自主の權

あるを認め、一旦安南に事ある時は、佛國之を補助すべく、又開港場を開き、耶蘇教の傳道を妨げざるべきこと等を約せり、を履行せざり

しことを責め、佛國人をして條約上得たる所の權利を得せしめんことを以て口實となし、直に兵を發して安南を征せしめぬ。

將軍リヴキール乃ち兵を率ゐて安南に抵り、河南ハナムを攻めて之を陥れ、遂に之を占領せしかども、清の客將劉永福の圍むところとなりて戦死し、城亦其の恢復するところとなれり。

後佛將ブーエー、グールベ、ミルロー、ブリエー等相繼いで山西、北寧、太原の諸城を陥れ、遂に進みて諒山鎮を破り、東京地方全く佛軍の占領に歸し、順化府の砲臺亦其の畧取するところとなりしかば、安南遂に其の敵すへからざるを知りて、和を佛國に請ひ、八月二十五日順化府の條約によりて、遂に其の保護國たることを承認するに至れり、世に之を呼んで東京事件といふ。

佛國が多年一日、東邦に其の羽翼を伸さんとの企望は、こゝに於いて先づ其の初一念を果し得たるもの、如し。

二〇、佛國政府清國の不信を憤り戦を宣す

東京事件の起るや、清國は佛國の遠征を以て不當とし、交も使を遣りて其の處置を論議せしめ、盛に兵備を修めけるか、當時清國の廟議は、構和主戦の二派に分れ、恭醇二親王各其の牛耳を執りしか、尋いて恭親王以下四大臣寶均、李鴻章、張蔭桓、翁同龢袂を聯ねて職を罷むるに及ひて、李鴻章は佛國艦隊長フールニールと天津に會して、平和の條約を結ひ、左の要款を議定せり。

- 一 清國は佛國の安南保護の權を讓任する事
- 一 東京疆域は天然の分界に依りて定むる事

- 一 雲南及び近省を佛國貿易の爲めに開く事
- 一 佛清間通商條約は成るべく速に記名すへし
- 一 佛國に最惠國條款を讓與する事
- 一 清兵東京を引拂ふ事

一 佛國政府は東京出兵に係る償金を要求せせる事

此の條約の締結は、實に明治十七年西一八八〇五月十一日に成りしものなるか、墨痕未だ乾かざるに、清國は既に滄盟の實を見はずに、至れり、頃は翌月二十三日の事なりき、佛軍七百命を奉して諒山鎮を占領せんとせしか、清軍の諒山に屯在せしもの、突然出て、之を襲撃し、其の兵十人を殺せり、清國の約を重んぜざる、此の類例尙ほ多し、嘆せざるへけむや、かくて此の報一たび佛國に聞ゆるや、佛國政府は大にその不信を責め、清國に要求するに東京境上の撤兵と、償金一千萬ポンドとを以てし、

若し之に應せされは直に開戦すへしとて、公使を北上せしめ、又軍艦をも召集したり、然るに清廷はこの要求を拒絶し、七月三日曾國荃を以て全權大使となし、佛國公使パテノートルと談判せしめ、又在歐公使曾紀澤をして、佛相フェリーと會して事を議せしめしが、共に其の要領を得ざりければ、兩國の和親に破れて、臺灣近海復鯨鯨の馳突を見るに至りぬ。

二一、佛軍臺灣福州を攻む

清佛和既に破るゝや、佛國政府は早くも其の將帥に鷄籠港を奪ひ、福州を取るへしとの令を下せり、是に於いて佛國東洋艦隊の提督、レスペーは、其の年八月五日、軍艦を率ゐて鷄籠港の砲臺を攻撃し、翌日遂に之を占領せり、時に督辦臺防事宜劉銘傳、之を聞きて大に怒り、曹志忠、章高

元二人をして、兵を率ゐて佛軍の背後に出てしめ、自ら其の前面より進撃し、士卒を勵して曰はく、汝等畏るゝこと勿れ、人自ら砲丸を尋ぬるも、砲丸は決して人を尋ぬるものにあらず、人々苟も忠義の心を存せば、砲丸自ら我を避くべしと、衆皆な踴躍先を争つて進み、大に之を破りしかば、佛軍遂に鷄籠を棄て、軍艦に投して走り、同港全く清軍の恢復する所となれり。

時に兩國の間に仲裁行はれ、佛國は更に其の償金の要求額を、三百二十万ポンドに減じ、其の十九日之を清國政府に談判せしかとも、清廷又之を拒絶したるより、同二十一日佛國公使シーモールは、斷然袂を拂つて北京の地を去り、戦争又更に繼續せられぬ。

當時佛の別將クルルベーは、福州を攻撃せんと欲し、其の艦隊五隻を率ゐて閩江に溯り、レスペー亦軍艦二隻を以て之に會し、佛艦總て十四

隻、而して清國の軍艦福州に碇泊せるもの、僅に九隻にすぎず、二十三日クルールベールは、精銳なる軍艦と、猛烈なる水雷艇二隻とを排列して、敵を挑み、佛艦ウルタ號先づ砲撃を始め、遂に清國第一の軍艦、楊武號を轟沈せしめたり、佛軍機に乗して盡く砲門を開き、激戦數刻にして、遂に九隻の清艦、揚武、揚波、飛星、福星、鎮を打碎き、二十六日更に進みて、福建船政局を破壊し、僅に三日にして、閩安、金皮等各處の砲臺を奪へり、此の時佛軍の戦死せるもの僅に七人、清軍の戦死は凡そ一千人に及へりと云ふ。

二二、清佛和を天津に約す

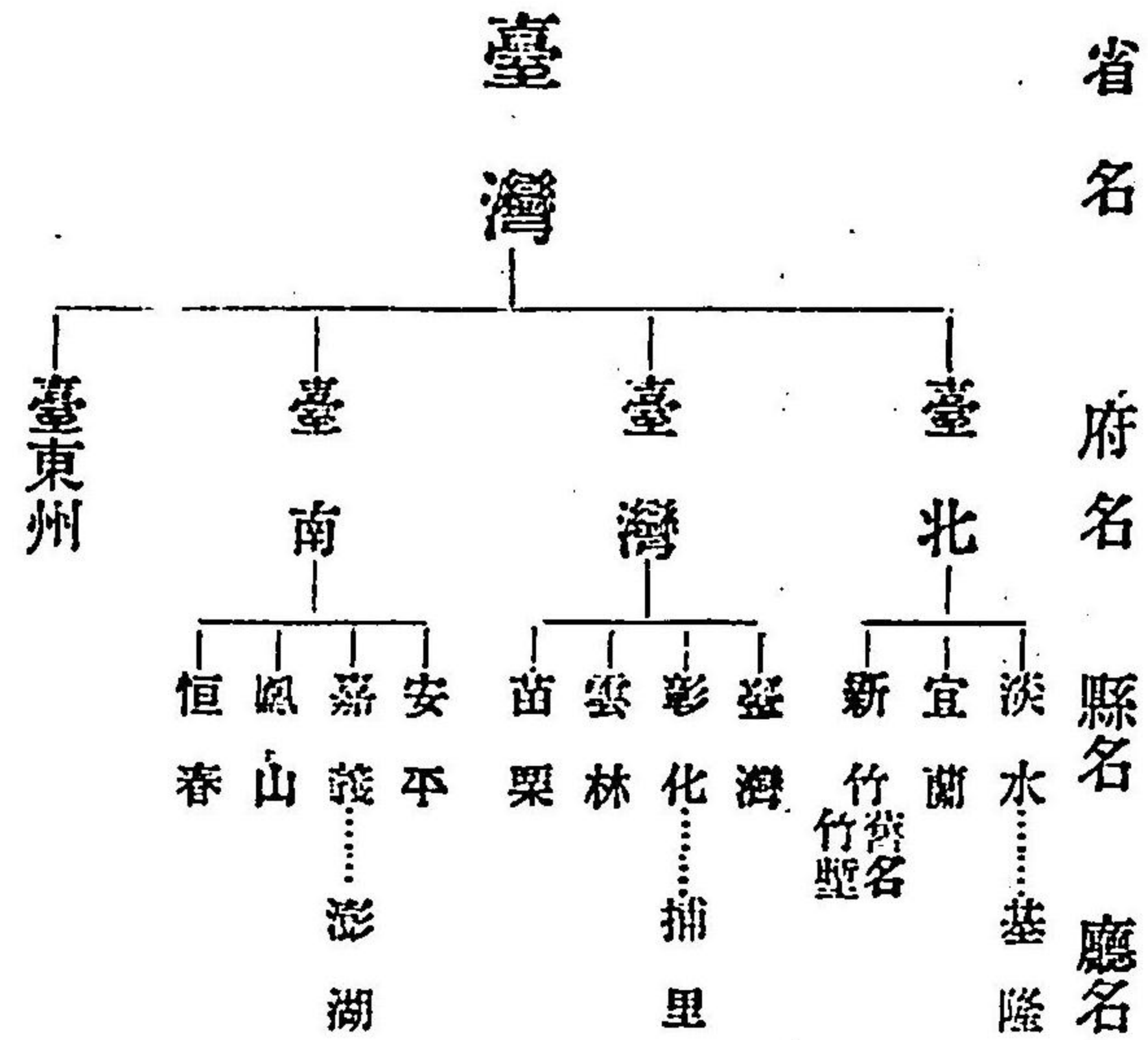
クルールベールは福州攻撃の後、更に鋒を臺灣に轉し、十月一日遂に鷓籠港を占領し、レスペース亦その二日を以て淡水を砲撃し、一旦之に上陸せしかども、幾もなくして復清軍の退くるところとなれり、爾後佛軍屢

は二港の間に轉戦し、至るところ清の兵を敗り、以て翌明治十八年一月に及へり。

然るに當時佛國政界の議論は、主戦休戦の二派に分れて、統一するところなく、徒に軍機を沮喪せしめしかば、クルールベール亦其の志を得ず、澎湖島を占領して、一に本國政府の命を待ち、以て決するところあらむとせしかども、竟に何等の報なかりければ、クルールベール憤慨病を得、空しく孤島の露と消ぬぬ、嗚呼この勇將、爾か一生の功業と、爾か對外の偉畧とは、我か臺灣史上に謳歌せられて、永く我か邦人の頭腦に銘せられむ、英魂其れ亦瞑して可なり。

此の時に當りて、フエリール内閣亦忽焉として、反對黨の倒すところとなり、征清の議こゝに一變しければ、佛國遂に和議を清國に結ひ、兩國の使臣天津に會して、新條約十ヶ條を訂結せり、されど此の條約は、單に前年

港て、治所を水尾の一州となし、更に之を十一縣三廳に分ち、巡撫を置き、港に治所を水尾の一州となし、更に之を十一縣三廳に分ち、巡撫を置き、之を統轄せり。されど其の生蕃と稱するものは、尙ほ未だ清國の治下に服従せざりしなり。



二四、劉銘傳大に臺灣の内治を改む

臺灣巡撫の有名なるものを劉銘傳とす。銘傳の臺灣に在るや、銳意島治の發達を圖り、加ふるに邵友濂、張叔和、林維源の輩、各其の才と富とを以て内外之を輔佐せしかば、兵備交通、殖産工藝、一として其の面目を改めざるなきに至れり。今試に其の事業の概要を擧げて之を證せんか。

兵備

交通

- (一) 基隆淡水の兩港に砲臺を築き、
- (二) 六十萬銀を捐て、アームストロング後込砲を備へ、
- (三) 無數のレミニントン、リー施條銃と、カットリング砲とを整へ、
- (四) 壯大なる火藥庫を設立し、
- (五) 幾隻の巡洋艦を新造せり。
- (六) 沿岸漕運の爲めに、南通、化達、前美の三漁船を新造し、
- (七) 臺灣と支那沿海の重要港、及びシンガポール、サイゴンとの間に航路を開通し、
- (八) 支那大陸との間に、海底電線を沈め、陸上亦信線を張り、

殖産

教育

開拓

(九)郵便の制度を布き、
(一〇)基隆より淡水、臺北、彰化を経て、臺灣府に至る、鐵道を敷設せり。

(一一)樟腦、硫黃、烏龍茶の輸出を奨勵し、

(一二)西洋器械を利用して、基隆地方の採炭事業を盛ならしめ、

(一三)ラッセル商社に、幾多の土地を賣與して、烏龍茶を培植せしめ、

(一四)貿易事業視察として、張鴻録等一行を、南洋諸島に派遣せり。

(一五)同島の少年子弟をして、洋語を習はしめ、

(一六)日本語學校をも創設せんことを企てたり。

(一七)明治十九年より、臺灣島の檢地に着手し、三年を経て全くその功を竣へ、

(一八)生蕃の逆首を擒にして、悔罪歸化せしめ、

(一九)首城、臺灣府の西南に僻在するを憂へ、都を中部彰化府に遷せり。

就中其の功績の最も顯著なるものを、鐵道の敷設となす、渠其の初め書を支那政府に上りて、其の急務と利益とを説きて曰はく、

目下臺灣島は我國海防の要地として、特に一省を分建するの始に當り、宜しく殖産工業を盛大にし、農工商賈を招徠して、全島の繁榮富強を謀らざる可からず、而して其目的を達せんには、内外運輸の道途を、便利ならしむるを最大急務なりとす、曩に南洋諸島商務視察として、派遣したる委員、革職道臺張鴻録、同候補知府李彤恩等、既に本地に歸航し、新に滄船會社を創立し、新嘉坡、柴棍諸港との航通を始めたり、然れども緊要たる臺灣内地の運輸不便なるを以て、山地に許多の産物ありと雖も、港場に輸出する能はず、該委員等の云ふ所に據れば、南洋各埠に於ける本國の出稼人等は、臺灣内地の肥沃なる、加ふるに近來政府か力を竭して招撫開墾せらるゝことを聞き、臺灣に歸航して營業せんことを願ふもの少しとせず、然れども荆棘滿地、道路礧确、今日の如くなれば、人民を繁集し、貿易を勃興せしむるは、蓋し期し難かる

べし、中略故に本島に鐵道を布設し、基隆に起りて臺南府に達せしめ、各内地と港塲の間を連絡せば、獨り全島の商務に旺盛を加ふるのみならず、海防に裨益する最も大なるべきを信ず、以上の旨趣を以て、商務委員等は尙ほ現今朝廷財政困難の秋なるに因り、其工事費は一百萬兩の鐵道株券を發し、之を民間に募集し、該鐵道収入金を以て、其元利を償還し、少しも公金を動かさずして、長程の鐵道を成就せんことを稟請せり、臣謂く臺灣は海外孤立の一島たるにも拘はらず、實に南部諸省の屏蔽と爲す可き地方なれば、勤て殖産工業を振起し、所有の利源を開拓して、全島の經費は自ら之を供給し、又南北の防兵は運轉節應自在なるにあらざれば、永く嚴疆を保ち、一省の獨立を全くするを得ず、現に本島駐防及請賦の事宜、並に陸地海底諸電線架設工事に至るまで、着々其歩を進め、本年内外には次第に整頓を告ぐ可し、惟鐵

道の事業に至りては、臣深く其理を信じて疑はずと雖も、如何せん經費支出の途なきを以て、遂に躊躇今日に及へり、今幸に該委員等の計畫あり、其事業を舉げて、悉皆民間の資本に依頼し、官府は多少の保護を與ふるのみにして、將來坐して厚利を收得すべき方案なれば、頗る賛成するに足る所なり、又鐵道を本島に創設するに就きての利益は、驛遞開墾、商業の諸事業の外、目前の大利便三あり、請ふ我皇太后皇上の爲に之を畧陳せん。

臺灣は四面皆な海にして、背面山路を除くの外は、徧處防守を置かざるへからず、基隆、滄尾、安平、旗後の四港には、現に大砲を購入し、砲臺を築造したりと雖も、其餘新竹、彰化地方一帶海口紛岐し、守禦容易ならず、若し一旦有事の日、敵陸兵を派して、猝然岸に登らば、南北の聲援隔絶し、全臺立どころに危急の勢を見すへし、若し鐵道ありて兵隊の

調發便易ならしめば、敵兵不意に登岸する等の虞なかるべし。是れ海防に利便ある一なり。臺灣は既に一省を分建せられたるを以て、中央省城を建設し、南北各路を控制せざるべからず、其省城を建築すべき、彰化橋中路地方は、前任巡撫岑毓英、審かに密着を加へ、臣亦前年九月に於て親く往見せしが、其地勢平行にして、山を襟し海を帯ひ、省城を置くに最も適當なり、然れども山地に近接し、水路の便を缺くを以て、省城官衙廟宇等の建造に付き、材料の運輸に不利なるのみならず、建省の後も商賈の來往する者、意外に稀少ならんことを恐る、然るに鐵道開通するに至らば、省城の商業繁昌を致すのみならず、城垣官衙等の建築工事に與ふる便利と、其材料運賃を減少するの利益は如何そや、是れ省城建設に利便ある二なり。臺北より臺南に至る六百餘里、清里の間に、巨大なる溪流三道あり、春夏の際、山水晏漲して、旅人の通を

杜絶し、大甲、房裡の兩溪の如きは、毎年必ず墜死するもの數十人あり、故に牢固なる橋梁を架設するの議は、目下に急迫せる一問題なり、(中略)巨今各大小各溪上流の窄處に於て橋梁を架設せんと欲し、其材料の費用を通算すれば、銀三十萬兩に下らず、然るに今該委員の鐵道布設の稟請を准許する時は、此困難なる二十餘箇の橋梁は、一齊に興造せられ、姑く鐵道の利益を外にするも、國家は先づ差當り三十餘萬兩の費途を省くべし、是れ臺灣工事に利便ある三なり。(下略)

と政府乃ち其の議を容れ、遂に明治二十年三月を以て始めて工を起し、翌年十一月その五哩四分一を落成し、同二十四年清光緒一七十月に至つて、首府の北方鷄籠鐵道二十哩、南方十二哩合せて三十二哩の開業線と、南方工事中の線路とを有するに至れり。

以上述ふるところ、以て銘傳經綸の一斑を窺ふべし、然れども、功業の顯

はるゝと、ころ猜忌亦之に伴ひ、聲名の揚ると、ころ誹謗亦之に隨ひ、屢は御史の彈劾を蒙りしか、唯た政府其の奮勵あるを以て、一朝之を沙汰するを得ず、或は時に戒諭を加へて、その行爲を非難し、或は補助の資を中止して、その事業を阻礙せしか、故に雄手伸さむと欲して、伸すに處なく、壯心空しく、故郷の月に嘯き、病を稱して、遂に出でず、劉や其の志決して近小にあらざるなり。

銘傳の退くや、邵友濂之に代りしか、昨年初冬に至り、臺灣布政使唐景崧其の後を承けて、署理巡撫に任せられぬ。

二五、我が國戰を清國に宣す

明治七年我の臺灣を征せしより、爾來二十年、我と清國との間は、時に多少の紛擾を免かれざりしかども、其の大體に於いては、親交日に厚きを加へたるに、明治二十七年清光緒二〇七月、兩國又戰を開くの止むを得

ざるに至れり。

是より先き、朝鮮東學黨の亂あり、清國兵を出して之を討せり、蓋し明治十七年清康熙一〇の天津條約によるに、朝鮮は獨立の國、彼我共に兵を屯することを得ず、是に至つて彼先つ約に背きしかば、我よりて彼の艦を豊島に捕へ、七月十五日尋いで陸兵を牙山に鑿にし、七月十九日遂に八月一日を以て、大詔宣戰を布告し給へり。

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠

實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戾ラサル限り各々

權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラシム
トナ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ
求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ
常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年
ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我
ニ對シテ著著鄰交ニ戻リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ
朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル
獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱
シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干涉シ其ノ内亂アルニ於テ口ヲ屬邦

ノ拯難ニ籍キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ
依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ
免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セム
ト欲シ先ツ清國ニ告グルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタ
ルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ
於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅ク
シ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ
既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ
妨碍シ剩ヘ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ
整ヘ一旦成ルヲ告グルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セ

ムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟ク其ノ爲ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犧牲トシテ其ノ非望ヲ遂ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

御名御璽

明治廿七年八月一日

この詔勅を拜するもの誰か清國の亡狀を憤り、皇謨の遠大を仰かざらむ。蓋し帝國の權利を全うし、朝鮮の獨立を鞏うし、以て東洋全局の平和を擔保せむか爲めには、渠清國と一大決戰せざるへからず。宣戰萬日ひを得ざるに出づ。

二六、我か軍總督府を旅順に進む

是に於いて、第一軍進みて清軍を平壤城に圍み、九月十七日を以て之を

抜き、長驅して滿州に入り、向ふ所披靡せざるなし、この日彼我の艦艦、又海上に相遇ひ、砲戦多時、敵艦半は壞れ、半は遁る、爾來此龍影を潜め、旭光高く、黄海の浪を照しぬ、十一月第二軍旅順を陥れ、^三叶今年二月轉して威海衛を衝き、^十二清兵海陸並ひ降り、是に於いて進戦第二期の計畫は成れり、乃ち明治二十八年三月十六日を以て、陸軍大將小松宮彰仁親王、征清大總督に任せられ、戦地前進の命を蒙るぬ。

勅語

朕が征清の陸海各軍漸く其歩を進め既に作戦第一期を經過し、今將に第二期の作戦を開始せんとするに方り征清大總督を命し戦地に前進せしむるの必要を認む因て朕今卿に任し委するに出征全團の指揮を以てし假すに配下將官以下任免補叙の權を以てす卿其れ

朕か意を體し往て事に従ひ以て我國威を宣揚せよ

御沙汰書

征清大總督 彰仁親王

今般大總督府を戦地に前進することを命し大本營中作戦に必要な諸機關の一部を従屬せしむ

四月十三日、親王陸軍中將川上操六、同少將寺内正毅以下、陸海の將校數十人を隨へ、威海丸に乗して廣島を發し給ひ、千代田、龍田、和泉の三艦之を護し、十八日我が新占領地、旅順口なる總督府に着し給へり。

二七 征南艦隊佐世保を發して臺灣に向ふ

是より先き三月十五日、聯合艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨、松島、橋立、嚴島、^{以上}吉野、浪速、秋津洲、高千穂、^{以上}第一の諸艦を率ゐ、鹿兒島丸以下

五隻の運送船には、陸軍の混成枝隊陸軍歩兵大佐比志を搭載せしめ、その午前九時を以て佐世保前肥前の軍港を發し、隊列堂々歩武肅々、舳艫相脚みて圖南の途に上れり。

船駛すること三晝夜、十八日黎明我か琉球の最南端與那國八重山諸島の間を過ぎ、十九日の曉天臺灣本島に近づきぬ。

二八、清國臺灣の守備を修む

此の時に當りて、清國に於ける臺灣の防備は如何、當時臺灣の署理巡撫唐景崧が北京の朝廷に密奏したりといふ、上疏の議を觀れば、蓋し思半に過ぐるものあらむ、其の要旨は即ち左の如し。

臺灣戒嚴以來凡ソ本省ノ増營設備ニ關スル萬般ノ情形ハ業ニ已ニ前撫臣邵友濂ノ詳細奏明ヲ經テ案ニ在リ惟フニ日人ハ今ヤ北ニ鳴

張スト雖モ抑々其志一日モ臺灣ヲ忘ル者ニアラズ六月清以來臺灣沿海ニ時々日船ノ游弋測量ニ從フアリ故ニ臺灣ノ防備ハ正ニ敵ニ臨メルニ異ナラズ而シテ南部ノ海上ハ霜降後波浪鎮靜セルヲ以テ澎湖ト俱ニ形勢頗ル重要ナリ恒春縣ハ大港口ヨリ鳳山枋寮ニ至ル百有餘里清ノ間昔時日人ノ盤踞半載有餘ニ亘レル所ニシテ其地理要扼ノ熟悉セルハミナラス舊年内通ノ奸民猶ホ存スル者アリ而シテ該地方ニハ未タ砲臺ノ設ナク且ツ防營單薄ニシテ大員ノ統率セルニアラス最モ敵兵ノ虛ニ乘シテ上陸スルノ恐アリ故ニ意ヲ加ヘテ備禦ヲ圖ラサルヘカラス幫辦臺灣防務官南澳鎮總兵劉永福及臺灣鎮總兵萬國本ハ俱ニ南路ノ郡城ニ駐シテ遙ニ恒春ヲ制セルカ故ニ寔ニ鞭長莫及ノ憾アリ依テ萬國本ヲ以テ專ラ安平旗後一帶ノ沿岸ニ備ヘ劉永福ヲ以テ專ラ鳳山東港ヨリ恒春ニ至ル一帶ノ沿岸

ニ備フルコトヲ籌議シタリ、兩鎮臣相距ル僅ニ百餘里、清ナレハ事機ハ仍ホ互商スルニ足り部曲ハ乃チ割守スルヲ妨ケス庶ハ各々責任アルヲ得ンナリ唯劉永福ハ僅ニ兩營ヲ帶スルノミニシテ展開布置スルニ足ラス爲ニ委員ヲ廣東ニ派シ急ニ四營ヲ增募セシメ而シテ恒春東港間現存ノ防營ヲ擧ケテ其節制ニ歸シ以テ事權ヲ一ニシ其營中ノ疲弱ヲ裁シ新募ノ餉需ヲ濟助セシメタリ是レ南路防務續辦ノ情形ナリ。

從來臺灣ヲ爭フ者ハ必ス首トシテ澎湖ヲ爭ヘリ蓋シ澎湖ハ優ニ數十海艘ヲ泊スヘク踞リテ以テ根據ト爲スニ適スレハナリ我能ク澎湖ヲ保タンカ敵ニ寄錠ノ地ナク洋面ニ游行スルモ勢長ク臺灣ヲ孤立セシメ守リ難キニ換スコト能ハス澎湖ハ媽宮西嶼兩島相對シ中海程二十里、清ヲ隔ツ是ヲ要扼ト爲ス而シテ現在練勇八營ニ止リ斷

シテ兼顧シ難シ依テ協助ノタメ滬尾駐紮候補知府朱上洋ヲ調シ歩兵四營並ニ砲隊ヲ率ヒテ前往セシメ又水陸雷火隊ヲ組織シ要地ニ分處セシム尙ホ該地ハ薪材及米ナキヲ以テ一切ノ糧餉軍裝ハ時ニ及ヒテ儲備接濟ヲ謀ラサルヘカラス現ニ力ヲ竭シテ源々輸致セリ是レ澎湖守備續辦ノ情形ナリ。

中路臺灣府ハ南北ノ樞紐ニシテ港口深キモノ二三處アリ本ト民情動搖シ易キノ地トス從來勇營アリテ分紮セルモ僅ニ地方ノ彈壓ニ資スルニ過キス故ニ方今ノ形勢必ス堅整ノ軍アリテ方ニ海口ヲ扼守スルニ足ルヘシ茲ニ現有ノ四營ヲ將テ弱ヲ汰シ強ヲ補ヒ大ニ整頓ヲ加ヘ福建候補道員楊汝翼ヲ調シテ統領官ト爲シ壁壘ヲ一新シ以テ中權ノ聲威ヲ壯ニシタリ是レ中路防務續辦ノ情形ナリ。

以上皆近日陸續籌辦スル所トス只兵艦少ク物力乏シク措置頗ル艱

難ナレハ兩月ヲ以テ方ニ能ク緒ニ就クヘキナリ猶ホ基隆滬尾ハ臺
 北ノ門戸ナリ臣提督楊岐珍ト毎事會商シ士氣ヲ鼓舞シ人心ヲ固結
 シ近ニ就キ守備ヲ整飭ス惟フニ臺地ハ港口紛岐スルヲ以テ防營ハ
 合計スルトキハ猶ホ多キモ分布スルトキハ頗ル薄シトス又財力限
 アルヲ以テ遂ニ遠圖ニ味キノ感アルヲ免レス其砲臺ノ密ヲ缺キ軍
 械ノ精ヲ缺クニ至リテハ目前ノ猝ニ能ク増易スル所ニアラス應ニ
 時ニ隨ヒ力ヲ籌備ヲ爲スヘキノミ有形ノ財ヲ惜ミテ愈々無形ノ財
 ヲ糜シ平時ノ備ヲ損シテ重テ臨時ノ備ヲ勞センハ微臣ノ敢テ出テ
 サル所ナリ云々(上海申報)

渠清國如何に放慢なりと雖も亦臺灣の忽にすへからざることは乃ち
 之を知りけむ昨冬新に籌防局を設け布政使唐景崧を總辦官に臺北府
 知府管元善を提調官に任し以て同島の軍政を總轄せしめ尋いて景崧

の署理巡撫に任せらるゝや爾來銳意其の守備を整頓せんことを謀り
 或は兵營を増し或は糧食を備へ或は壁壘を築く等畫策最も力めたる
 ものゝ如し然れども其の上疏に所謂有形の財を惜み平時の備を損す
 るものあるを奈何せむ是清國の爲めに惜ますんはあらざるなり。

二九 我か艦隊倉嶋に碇泊し敵狀を窺ふ

かくて我か艦隊の敵地に入るや十九日午前八時旗艦命を第一遊撃に
 傳へて臺灣の南岬を偵察せしむ午後四時に至りて四艦歸來復命して
 日はくウダイ近傍支那船三艘あり陸上處々に焚火を見る其の他異狀
 なしと渠敵人未だ我か來襲を知らざりしか。

二十日未明吉野浪速の二艦列を離れて澎湖島偵察に赴き其の他の諸
 艦相率ゐ去つて北の方倉島に碇泊せり倉島は原名をツヤンと云ふ澎湖
 列島の一にして澎湖島を距るこ

船を泊するに足らず、然れども、八里坌は以て北風を避くるに足れりといふ。既にして二艦歸り報して曰はく、裏正角灣には好き上陸點あり、又候角灣の北々東に當り、高地に砲臺あるものゝ如しと。偵察既に成り、將に發せんとして風浪の厄するところとなり、將士空しく、劍を按し腕を扼すること二日に及ひぬ。

三〇。 我か軍澎湖に上陸し拱北砲臺を奪ふ

二十三日。昧爽、第一遊撃隊先づ倉島を發して澎湖島に向ひ、本隊及び運送船亦之に繼げり、かくて第一遊撃隊の、候角灣と裏正角灣との中央に至るや、浪速試に彼の砲臺の如きものに向つて、一發の空砲を放ちけるか、渠直に之に應砲せしかば、是に於いて始めて其の眞個砲臺たることを確め得たり、時恰も午前九時四十分なりき。

第一遊撃は一旋一發して進み、陸上砲臺亦屢は之に應じたりとも皆な中らず、本隊乃ち第一遊撃をして砲臺の牽制に當らしめ、自ら運送船を率ゐて裏正角に進み、直に陸兵を上陸せしめんとするや、渠砲臺途に之を要撃せしかども、我か艦隊の巨彈には敵することを得ず、午後二時四十五分我か兵五千餘悉く無事に上陸することを得て、旭旗は忽ち高く海岸に翻りぬ。

陸兵己に上陸するや、其の先鋒直に踴躍して進み、占山社の高地を占領し、將に明日を以て砲臺を陥れ、尋て圓頂馬公を攻めむとせり、蓋し砲臺は兩地の中間に在り、苟も其の交通を絶たんと欲せば、先づ之を奪はざるへからされはなり。此の日佛艦アルシヤ號及びイリ

二十四日黎明、我か兵突貫して砲臺に薄り、攻撃僅に半時、輒ち之を陥れぬ、砲臺名つけて大城砲臺と云ふ、廣さ方四十間、白壁を以て之を繞す、高

二三間、外廓一大溝を穿つ、深さ三四間、門前榜するに拱北臺の三字を以てす、故に又拱北砲臺の名あり、砲三門を備ふ、皆な安式にして共に精頁と稱す。

是より先き高千穂艦副長、海軍少佐丹治寛雄、別に陸戦隊四百餘を率ゐて、砲臺岸邊より上陸し、以て圓頂半島の敵を扼し、我か陸軍をして背後の憂なからしめしが、砲臺の占領せらるゝに及んで、陸戦隊一部其の守備に任じ、一部圓頂半島に向へり、陸軍亦直に進みて馬公城を犯しぬ、此の役澎湖の守將朱上胖戦死せりと傳ふ。

三一、我か軍馬公城を陥れ圓頂半島を取る

二十四日我か軍已に拱北の砲臺を陥れ、更に進みて馬公城を攻むるや、唯た漁翁島の一砲臺、名を小頭角といへるか、時に海を隔て、我を遙撃

せる外、敵兵復よく抗する者なく、城兵亦多くは既に夜遁れ、留り防く者少なかりければ、我か軍容易に之を占領することを得たり。

馬公城は澎湖島の西南端、馬公港の北岸に在り、繞すに牆壁を以てす、廣袤約半英里、城内市街縦横に通し、中に提標某營の官署あり、馬公一に馮宮と書す、清人の所謂マコーン是なり、港内水深く艦船數十を容るへし、蓋し良港と稱す、昔佛軍退きて此の地に據り、今又王師來つて之を領す、亦偶然にあらざるなり。

陸戦隊は午前八時半、圓頂半島に向つて進撃し、途井仔按、烏山次の二村を攻めぬ、敵兵往々民舎の間に匿れ、我か兵を狙撃するものあり、我か兵搜索最も力め、苟も我に抗するものは悉く之を斬る、敵の死傷約を五六

十人、此の夜我か軍井仔按村を去る高地に露營せり。
二十五日我か軍進んで行く、猪母水村を搜り、小管村に入り、兵を郊

外に駐めぬ、午前八時敵將廓潤馨、郭俊山等十二人、兵勇五百餘を以て、出て、降を軍門に請へり、我か軍之を許し、盡く其の兵器彈藥を收めたり、是より先き我か軍の高地に露營するや、敵兵三人あり、夜來つて書を我に致せり、其の意に曰はく、管帶澎湖定海衛隊營郭潤馨及ひ部下の兵士一同、謹懐して歸順せんことを請ふ、營中將校兵士合せて一千あり、糧食以て二十ヶ月を支ふへしと、蓋し敵將の自書に係る、我か陸戰隊指揮官丹治寛雄乃ち左の書、原文を裁して之に贈れり。

歸順の事聽許致候依て今朝午前八時に兵器彈藥一切我軍に可被差出候、厨夫或は僕丁の如き使者にては事を解せず候に付將校の者可被差出候也

明治二十八年三月二十五日

大日本帝國海軍陸戰隊指揮官

管帶澎湖定海衛隊營郭潤馨宛

是に於いて遂に出て降り、圓頂半島、全く、我の占領に歸せり。陸戰隊乃ち後事を陸軍に委し、其の翌日各凱歌を奏して本艦に歸りぬ、僅々四百の海兵、一擧して千餘の敵兵を降伏せしむ、偉功といはざるへけんや。

三二一、漁翁嶋戦はずして降り澎湖全く平ぐ

拱北砲臺陥りぬ、馬公城も降りぬ、圓頂半島亦我か手に落ちぬ、残るは唯た漁翁島の砲臺のみ、砲臺由來最も堅固の聞えあり、而して拱北馬公の戦に、時に我を悩まししものも、實に此の砲臺なりしなり。二十六日我か海軍陸戰隊の一部は、支那矮船に乗して漁翁島に至り、以て敵狀を伺ひしに、營内閲として隻影を留めさりき、蓋し敵兵馬公城の陥落を聞き、遂に其の敵すへからざるを知り、自ら火を放ちて逃去り

しによる、是に於いて我か軍一兵を動かさずして、直に之を占領し、澎湖全く平きぬ。

抑も開戦後僅に數日、而して渠か南門の鎖鑰と頼みたる臺灣の咽喉は、今や盡く我か軍の手に歸せり、皇威の及ぶ所皆な降伏せざるなく、旭旗の指す所皆な風靡せざるなし、嗚呼亦盛なる哉。

役平きて後未だ二日ならずるに、營中惡疫流行し、勢頗る猖獗を極め、爲めに死するもの數百に及へり、其の慘益し、賊に過ぐといふ、畏れざるへけむや。

三三、清國和を議し臺灣諸島我か所領に歸す

初め我か艦隊の臺灣に向ふや、幾もなくして清國の全權大臣李鴻章、下ノ關に來り、和を我に請へり、恰も是我か艦隊の臺灣に近づきし、三月十九日の事なりき。

是より先き、デットリング、張蔭桓、交も來りて和を請ひしかとも、故あり皆な之を却けしかは、是に至りて竟に鴻章の來朝を見るに至りしなり。我か全權大臣、伊藤博文、陸奥宗光之と相會し、議未だ成らざるに、偶ま凶變の起るあり、三月十四日二談判爲めに阻礙せられしかは、遂に一たび無條件の休戦を許し、三月二十日三週日の間、三月三十日四海陸の兵を支那の盛京、直隸、山東地方に動かさるへきことを約せり、三月十日三蓋し、皇上の殊恩に出づ。

四月十七日、彼我の全權、第九回の會合により、媾和條約遂に成り、清國は

一 臺灣全島及ひ其の附屬諸島嶼

一 澎湖列島即ち英國グリーンウイチ東經百十九度乃至百二十度及

ひ北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼

の土地の主權、竝に該地方に在る城壘、兵器製造所、及ひ官有物を、永遠我

に割與することを約し、五月八日清國芝罘に於いて、該條約の批准交換せらるゝや、こゝに始めて吾人及び吾人の祖先か三百年來夢寐に忘るゝこと能はざりし、臺灣諸島舉げて大日本帝國の版圖に歸するに至れり。條約の全文は掲げて巻首にあり。

臺灣史要 終

明治廿八年十月八日印刷
明治廿八年十月十三日發行

定價金四拾大錢
(臺灣史要)

著 作 者

秋 鹿 見 橘

仙台市外記町通り二十番地

發 行 者

林 信 廣

東京市京橋區南
紺屋町廿六番地



發 行 所 成 美 堂

東京市日本橋區
本材木町一丁目

5/178

印刷者

久米川治三郎

芝區南佐久間町三丁目

印刷所

國文社

東京市京橋區宗十郎町

發賣所

成美堂本店

岐阜市米屋町

發賣所

石井鈎三郎

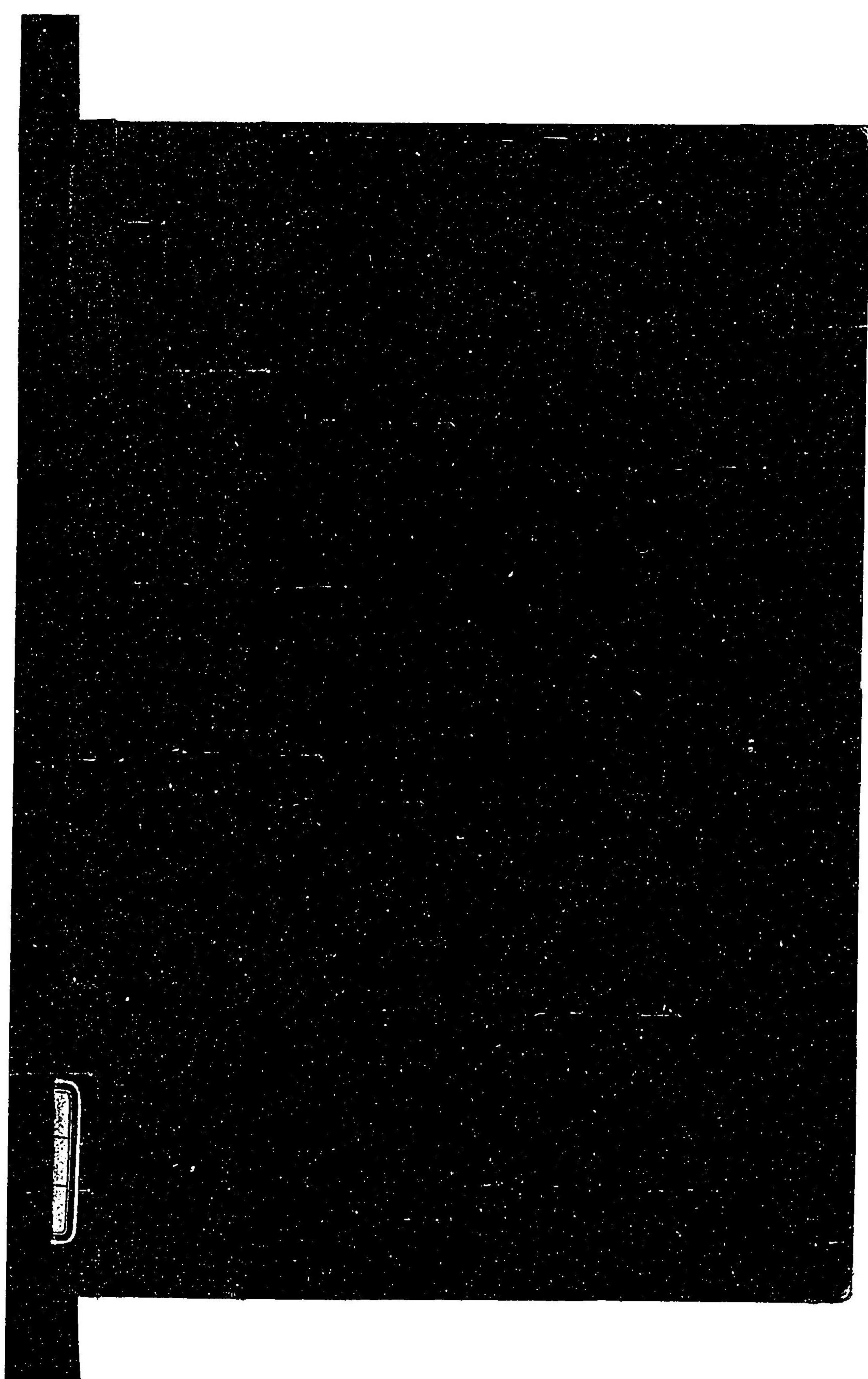
大坂市備後町四丁目

發賣所

松村九兵衛

大坂市心齋橋筋南壹丁目

~~72~~ 222.4
~~283~~ A36



222.4
A36
②

Ⓜ

003295-000-8

222.4-A36

台湾史要

秋鹿 見橘 / 著

M28

ACC-1716



25.10.27